

資料1-1

報告事項1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について



令和7年1月12日(水) 令和7年度第2回習志野市都市計画審議会

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

「千葉県策定」 R8年度 策定予定

習志野市総合計画
基本構想・基本計画

R8年4月 次期計画策定

↓即す
習志野市都市マスタープラン (都市計画マスタープラン)
R8年度末 改訂予定

↓即す・整合

↓即す

個別の都市計画

地域地区に関する計画

都市施設に関する計画

市街地開発事業に関する計画

地区計画等の計画

関連計画

住生活基本計画

下水道基本計画

立地適正化計画

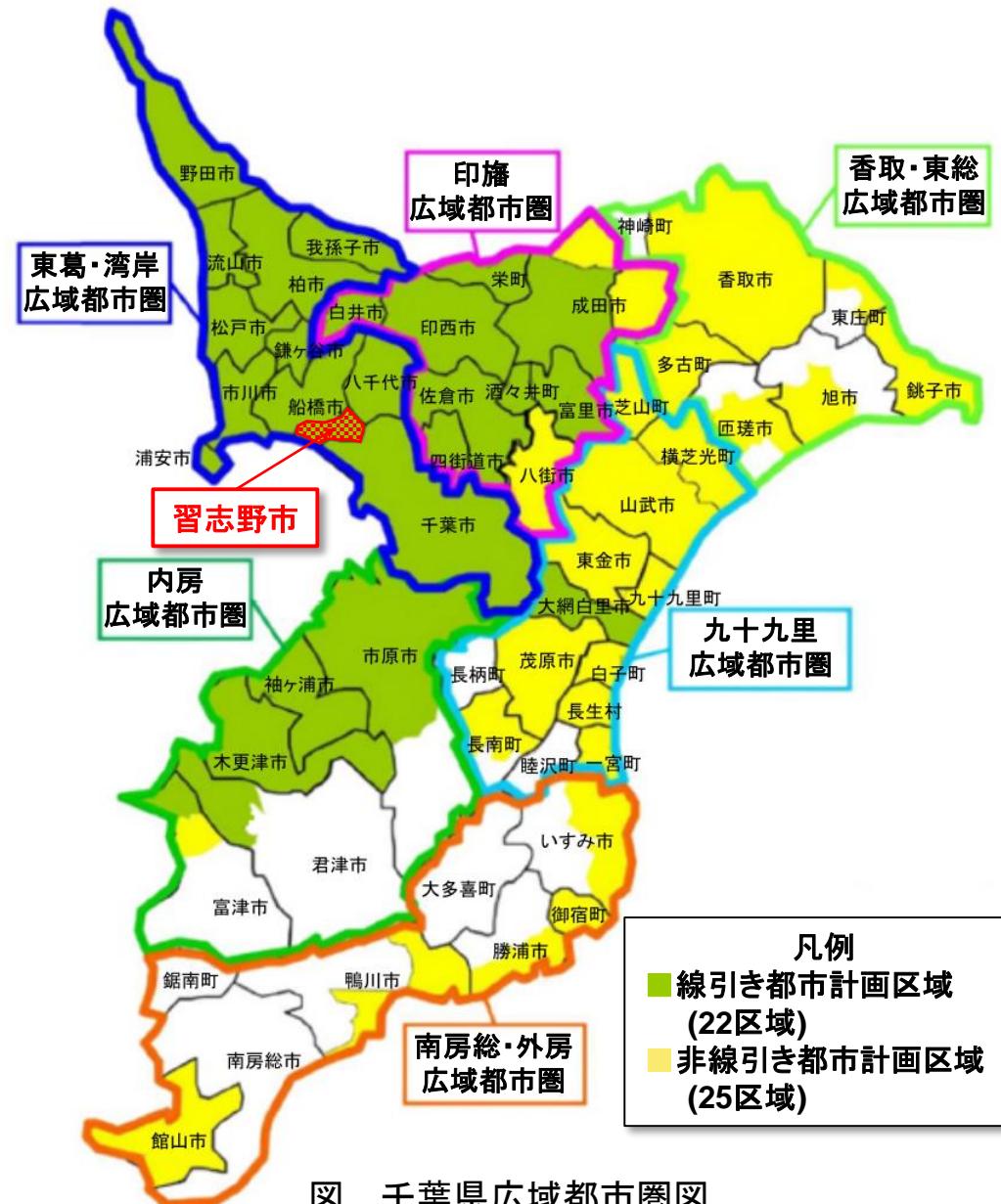
など

広域都市圏の設定

県全域を対象に設定した6つの圏域毎に、広域的な観点から都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにした広域都市圏を設定します。

表 広域都市圏に含まれる市町村

広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村
東葛・湾岸 広域都市圏	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、 習志野市、柏市、流山市、八千代市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
印旛 広域都市圏	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取・東総 広域都市圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神埼町、 多古町、東庄町
九十九里 広域都市圏	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、 睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総・外房 広域都市圏	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、 いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
内房 広域都市圏	木更津市、市原市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市



都市計画区域マスタープランの体系

都市計画区域マスタープランは、6つの広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定めるものです。

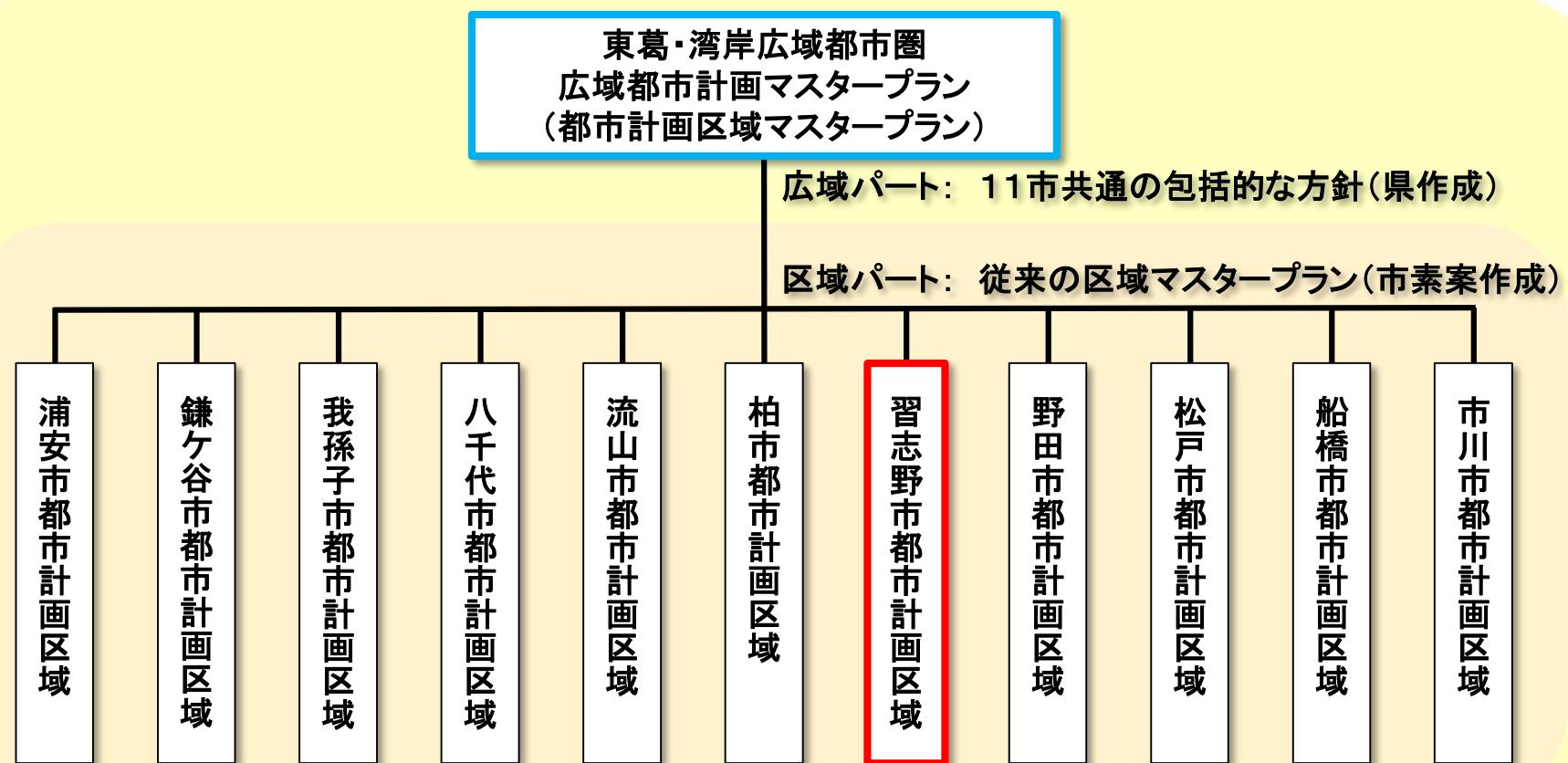


図 広域都市計画マスタープラン体系図

都市計画手続きの流れ

内 容	時 期
原案の公表（窓口縦覧、市ホームページ）	令和7年 9月18日（木）～10月2日（木）
都市計画案の申出	令和7年 11月（予定）
案の概要縦覧（2週間）	令和7年 12月（予定）
公聴会	令和8年 1月（予定）
案の縦覧（2週間）	令和8年 4月（予定）
市・県都市計画審議会（諮問・付議）	令和8年 春～夏頃（予定）
国法定協議	令和8年 夏頃（予定）
都市計画決定（告示）	令和8年 夏頃（予定）

意見に対する市の考え方【東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

番号	意見書の要旨	意見に対する市の考え方
1	<p>意見 1 「都市計画の原案の縦覧」であるのに肝心の「都市計画の原案」そのもの（本体）が全く縦覧に供されていないのは不思議（不可解）です。大変違和感を覚えます。</p> <p>「都市計画の原案」とは、一般的に「都市計画マスタープラン」と称される「自都市において今後一定期間に都市整備を推進していくために必要となる基本的な情報を体系的かつわかりやすく記述したもの」の“原案”であると考えました。それを縦覧に供することにより、次のプロセス（ステージ）に進むことができるはずです。</p> <p>しかるに、このたび“縦覧”に供されましたのは、下記の2件（AとC）の“方針”的みです。</p> <p><主体></p> <p>千葉県 A「1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の一部 ↓ 習志野市 B「都市計画マスタープランの下書に相当するもの」 ↓ 事業主体 C「2. 都市再開発の方針」</p> <p>都市計画において「方針」の記述・表現は極めて重要な情報であることは明らかです。 しかし「方針」だけでは「計画」になりません（「計画案」にもなりません）。都市整備を実行・制御するための「方法・手段・方策」ならびに「方針」の前提・根拠となる「課題認識・目標設定」や都市整備に伴う「多様な効果の予測」「問題のリスク評価」も欠かせません。</p> <p>習志野市役所で本件をご担当されている皆様（部・課）の間では、「方針」という言葉を拡大解釈していませんか？「方針」＝「計画」ではないはずです。（「業界用語・組織内方言」）自動車の運転に例えるならば、「方針」は“方向指示器（ウィンカー）”です。“操舵（ハンドル）、動力（アクセル・ブレーキ）”がなければ自動車は進みません。</p> <p>上記のB（当然Aの一部やCの一部も重複する）を、習志野市として主体的に作りになるべきです。現状では“習志野市の「都市計画の原案の縦覧」”とはなり得ません。</p> <p>（追記） A「1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、千葉県作成資料であるが、意見を具申することの是非・可能性は？広域都市圏に関する部分も縦覧されているが、これは参考に見るためですか？都市計画区域別の整備、開発及び保全の方針として、東葛・湾岸広域都市圏内の12都市中で千葉市を除く11市の一つとして、「習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の部分は習志野市で作成されているのですか？意見を申し上げる対象と考えてよいのでしょうか。</p>	<p>意見 1に対する考え方 令和7年9月18日から10月2日に本市都市計画課にて縦覧を行った案件は、都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称、広域都市計画マスタープラン（都市計画区域マスタープラン））」および、都市計画法第7条の2に規定される「都市再開発方針」の原案となります。一方、都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであります。なお、都市計画マスタープランについては、次期習志野市総合計画の策定並びに今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しを受けて、令和8年度末の改訂を目指しているところです。</p> <p>追記に対する考え方 現在、見直しを行っている広域都市計画マスタープラン（都市計画区域マスタープラン）は、広域パートと区域パートから構成されており、広域都市圏の都市づくりの目標（広域パート）は千葉県で原案を作成し、習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域パート）は市で原案を作成しております。今回の縦覧は、本市が区域パートの原案の作成に向けて、広く市民意見を聞くため行ったものでありますが、広域都市計画マスタープランは広域パートと区域パートが一体となって決定されるものであるため、千葉県が原案を作成する広域パートも合わせて内容の全て（広域パート、区域パートとも）を縦覧の対象にしたものであります。</p>

【参考】

都市計画についての意見書

令和 7年10月2日

都市計画課 宛

住所	[REDACTED]
ふりがな 氏名	[REDACTED]
電話	[REDACTED]

「1. 都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の原案について、別紙のとおり意見を提出します。

注

- 1 申出者が法人の場合は、氏名欄に法人名及び代表者名を記入し、
代表者とは別に担当者がいる場合には電話欄の下に担当者名を記入して
ください。
- 2 別紙は400字詰め原稿用紙2枚程度としてください。
- 3 提出期限は、令和7年10月2日(木)までです。
- 4 郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものが有効になります。



意見 1

「都市計画の原案の総覧」であるのに肝心の「都市計画の原案」そのもの（本体）が全く総覧に供されていないのは不思議（不可解）です。大変違和感を覚えます。

「都市計画の原案」とは、一般的に「都市計画マスタープラン」と称される「自都市において今後一定期間に都市整備を推進していくために必要となる基本的な情報を体系的かつわかりやすく記述したもの」の“原案”であると考えました。それを総覧に供することにより、次のプロセス（ステージ）に進むことができるはずです。

しかるに、このたび“総覧”に供されましたのは、下記の2件（A と C）の“方針”的みです。

<主体>

千葉県 A 「1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の一部



習志野市 B 「都市計画マスタープランの下書きに相当するもの」



事業主体 C 「2. 都市再開発の方針」

都市計画において「方針」の記述・表現は極めて重要な情報であることは明らかです。

しかし「方針」だけでは「計画」になりません（「計画案」にもなりません）。都市整備を実行・制御するための「方法・手段・方策」ならびに「方針」の前提・根拠となる「課題認識・目標設定」や都市整備に伴う「多様な効果の予測」「問題のリスク評価」も欠かせません。

習志野市役所で本件をご担当されている皆様（部・課）の間では、「方針」という言葉を拡大解釈していませんか？「方針」＝「計画」ではないはずです。（「業界用語・組織内方言」）自動車の運転に例えるならば、「方針」は“方向指示器（ウィンカー）”です。“操舵（ハンドル）、動力（アクセル・ブレーキ）”なければ自動車は進みません。

上記のB（当然Aの一部やCの一部も重複する）を、習志野市として主体的に作りになるべきです。現状では“習志野市の「都市計画の原案の総覧」”とはなり得ません。

（追記）

A「1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、千葉県作成資料であるが、意見を具申することの是非・可能性は？広域都市圏に関する部分も総覧されているが、これは参考に見るためですか？都市計画区域別の整備、開発及び保全の方針として、東葛・湾岸広域都市圏内の12都市中で千葉市を除く11市の一つとして、「習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の部分は習志野市で作成されているのですか？ 意見を申し上げる対象と考えてよいのでしょうか。



都市計画の定期見直し (広域都市計画マスタープランの策定)

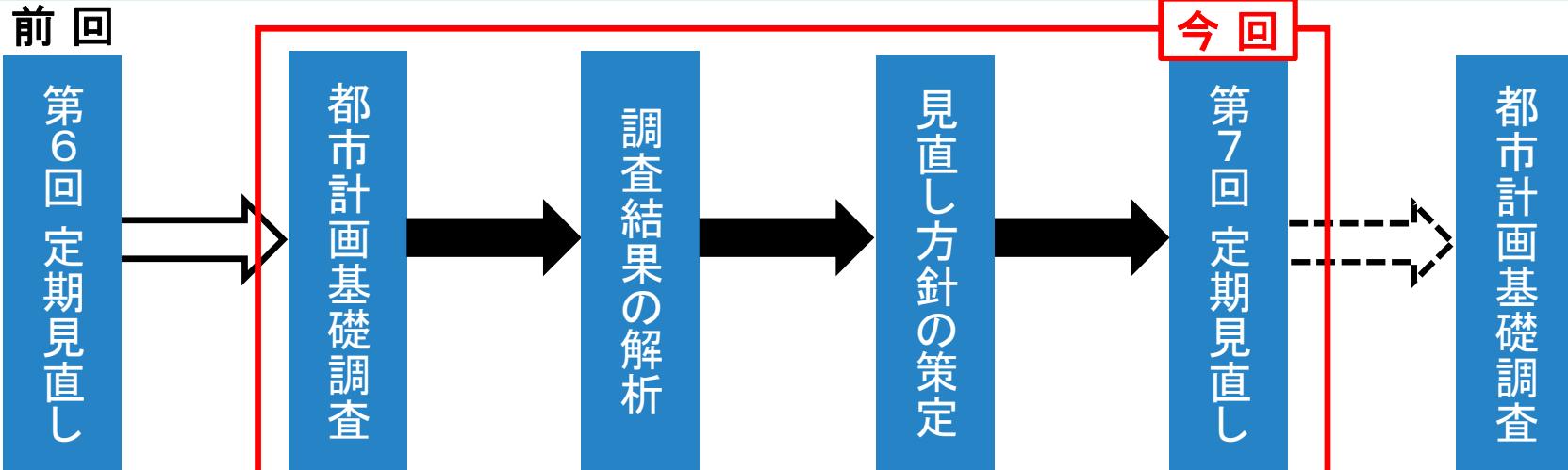
都市計画の定期見直し



都市計画見直しの趣旨

都市計画は社会経済情勢の変化に適切に対応するため、概ね5年毎に実施される都市計画基礎調査等の結果に基づき、定期的な見直しを実施しています。

千葉県では、令和3年に行った都市計画基礎調査等から人口減少、自然災害の頻発化・激甚化や広域的な社会インフラの充実など、大きく変化している社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域マスターPLANをはじめとした都市計画の見直しを進めています。





都市計画見直しの基本方針

都市計画見直しの基本方針

令和6年3月14日
千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1 基本方針策定の背景と目的

これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に資するまちづくりを進めてきた。

しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少するとともに急速な少子高齢化の進展が見込まれる一方、企業立地の受け皿となる産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を迎えている。

また、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。

さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田空港、港湾など社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。

このため、県全域を対象とし、広域的な視点から、今後の都市づくりの目標と方向性を示した「千葉県都市づくりビジョン」(以下、「都市づくりビジョン」という。)を令和5年6月に策定したところである。

令和7年度に予定する都市計画区域マスターplan、区域区分等の都市計画見直しにあたっては、都市づくりビジョンを踏まえ、都市計画区域外を含む県全域における都市圏の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにすることが重要であることから、その基本的な考え方を示すため「都市計画見直しの基本方針」を策定するものである。

見直しの考え方

県全域を対象とした見直しを進めるまでの基本的な考え方

- (1) 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換
- (2) 広域的な視点に立ったマスターplanの策定
- (3) 頻発化・激甚化する自然災害への対応
- (4) 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興
- (5) 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備



都市計画見直しの内容

目標年次

- 目標年次 令和17年(2035年)
- 対象区域 千葉県全域

見直しの内容

- 広域都市計画区域マスターplanの策定
(都市計画区域マスターplanの見直し)
- 都市計画区域・区域区分の見直し
- 都市再開発の方針の見直し(野田、松戸、柏、市川、船橋、成田、市原、習志野)
※指定都市の千葉市は別途見直しを実施



都市計画のマスタープラン

都市全体や身近にあるまちについて、県や市町村のまちづくりの方向性を示すもの。

都市計画区域マスタープラン（県） (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

人口、人や物の動き、土地の利用の動向、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

＜定める内容＞

1. 都市計画の目標
2. 区域区分の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針

市町村マスタープラン (市町村の都市計画に関する基本的な方針)

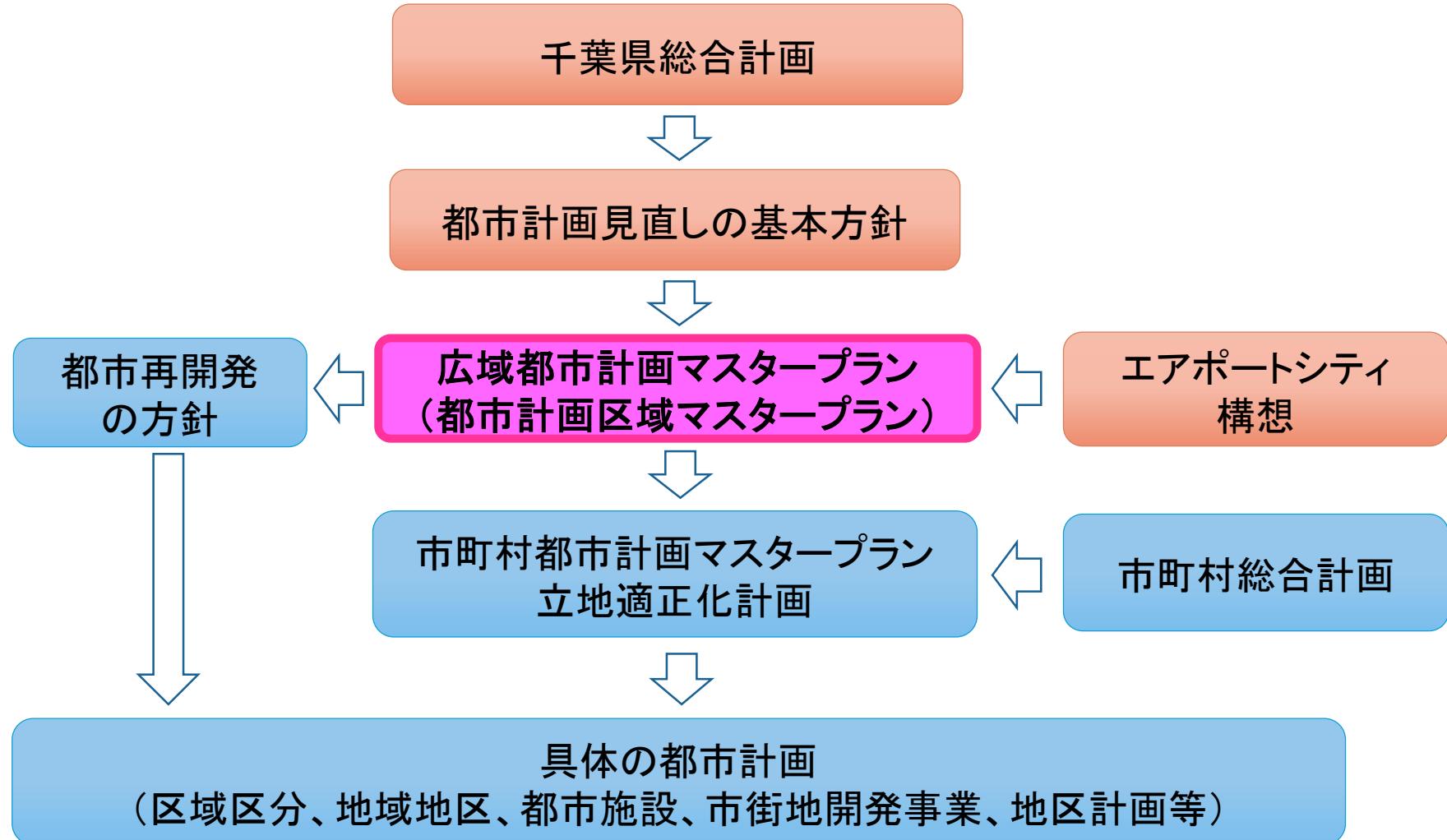
住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。

＜定める内容＞

1. まちづくりの理念や都市計画の目標
2. 全体構想
3. 地域別構想



広域都市計画マスターplanの位置付け





広域都市計画マスターplanの策定

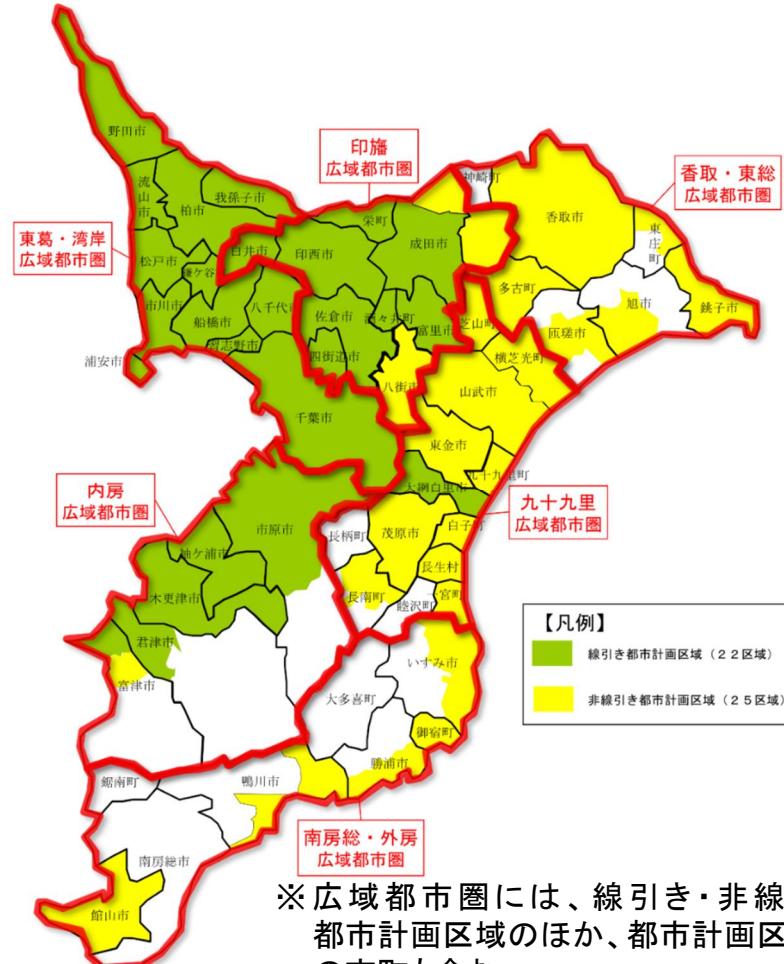
策定の背景・考え方

人口減少や広域幹線道路の整備進展、県民の生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に適切に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要

都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏毎に「広域都市計画マスターplan」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、拠点やネットワークを配置し、合理的な土地利用の規制・誘導を図る

広域都市圏の設定

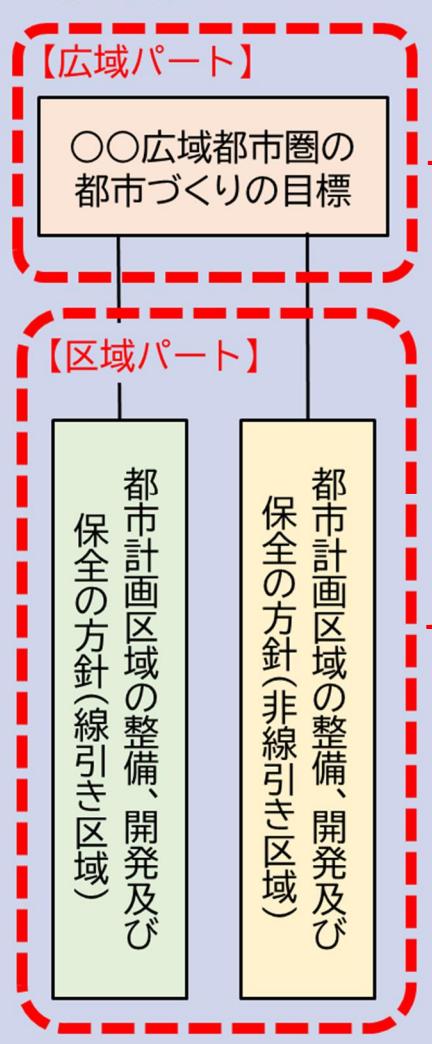
県総合計画を踏まえた「6 圏域」を設定





広域都市計画マスターplanの構成

広域都市計画マスターplan



県で原案作成

- 千葉県の都市づくりの基本理念
- 広域都市圏の都市計画の目標
- 区域区分の決定の有無
及び区域区分を定める際の方針
- 広域都市圏の主要な都市計画の
決定の方針

市で原案作成

- 都市計画区域毎の都市計画の目標
- 主要な都市計画の決定の方針
 - ・土地利用
 - ・都市施設の整備
 - ・市街地開発事業
 - ・自然的環境の整備又は保全

(例) 東葛・湾岸広域都市計画マスターplan



東葛・湾岸広域都市圏

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
流山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
松戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
柏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
我孫子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
鎌ヶ谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
浦安都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
市川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
習志野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
八千代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和　　年　　月　　日

千葉県

東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

広域都市計画マスターplan（東葛・湾岸広域都市圏）

目次

§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標

1 本県の都市づくりの基本理念	1
(1) 基本理念	1
(2) 広域都市圏の必要性	2
(3) 広域都市圏の設定	2
(4) 広域都市計画マスターplanの構成	3
2 本広域都市圏の都市計画の目標	4
(1) 本マスターplanの対象範囲	4
(2) 目標年次	4
(3) 現状と課題	4
(4) 都市計画の目標	7
3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	10
(1) 区域区分の決定の有無	10
(2) 区域区分の方針	13
4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針	17
(1) 都市づくりの基本方針	17
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	18
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	20
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	21
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	22

§ 2 各都市計画区域の都市づくりの目標

●野田都市計画区域	•
●流山都市計画区域	•
●松戸都市計画区域	•
●柏都市計画区域	•
●我孫子都市計画区域	•
●鎌ヶ谷都市計画区域	•
●浦安都市計画区域	•
●市川都市計画区域	•
●船橋都市計画区域	•
●習志野都市計画区域	•
●八千代都市計画区域	•

§ 1 広域都市圏の都市づくりの目標

1 本県の都市づくりの基本理念

(1) 基本理念

これまで本県では、人口の増加と産業の発展に伴う市街化の圧力に対し、都市計画による土地利用の整序や計画的な道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備による市街地開発を推進することで、産業や居住、レクリエーション等の都市機能を適切に誘導し、地域の発展に資するまちづくりを進めてきた。

しかしながら、人口については、令和2年をピークに総人口が年々減少とともに急速な少子高齢化の進展が見込まれ、社会インフラの維持が課題となることが想定される一方、産業については、企業立地の受け皿となる産業用地は不足している状況となっているなど、都市計画は、大きな転換期を迎えている。

また、頻発化・激甚化する風水害・土砂災害や大規模地震、SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新たなライフスタイルへの対応が必要となっている。

さらに、県民の生活圏、経済活動の拡大や、高速道路網、成田国際空港（以下「成田空港」という。）、港湾などの社会インフラが充実するなど、大きく変化している社会経済情勢に対応していくためには、都市計画においても、市町村の枠を超えた広域的な視点が求められている。

このため、今後の都市づくりにおいては、下記の基本理念に基づき、農林漁業との健全な調和を図りつつ、頻発化・激甚化する自然災害にも対応し、居住と都市機能の合理的な土地利用の規制・誘導と産業の受け皿の効率的な創出を目指すものとする。

①広域的な視点に立ったマスターplanの策定

生活圏、経済活動の拡大への対応や、広域幹線道路、公共交通などの社会インフラの効果的な活用を目指し、市町村の枠を超えた広域的なマスターplanにより拠点やネットワークを位置付け、合理的な土地利用の規制・誘導を図る。

②人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換

人口減少にも対応できる持続可能な都市経営・環境負荷の低減を目指し、公共交通等と連携したコンパクトな都市構造を構築する。

③社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興

成田空港の拡張事業や広域幹線道路の整備進展等による社会インフラの整備効果の最大化を目指し、農林漁業との調和や土地の合理的な規制・誘導を踏まえた産業の受け皿づくりや、鉄道駅周辺などの中心市街地等への新たな業務・研究機能の誘導により、地域の振興を図る。

④頻発化・激甚化する自然災害への対応

頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、災害に強い安全な都市づくりに向けた土地利用の規制・誘導や市街地整備を図る。

⑤自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備

森林・農地・公園等は、良好な自然的環境や景観の形成のみならず、防災・減災、

カーボンニュートラルの実現、ウォーカブルな生活環境の形成など多面的な機能を有することから、その整備・保全と活用を図る。

(2) 広域都市圏の必要性

広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要となっている。

そこで、都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとに「広域都市計画マスターplan」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにするものとする。

(3) 広域都市圏の設定

広域都市圏は、県内の土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、日常生活圏等を勘案し、県総合計画を踏まえた6圏域を設定する。

広域都市圏には、線引き都市計画区域、非線引き都市計画区域のほか、都市計画区域外の市町も含むものとし、各圏域に含まれる市町村は下表のとおりとする。

広域都市圏においては、新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域を「広域拠点」として位置付けるとともに、千葉駅周辺を中心として、高次都市機能や広域交通機能の集積を図るエリアを「中枢拠点」、駅周辺など必要な都市機能の集積を図るエリアを「地域拠点」として位置付け、道路・交通ネットワークと連携し、土地の合理的な高度利用や都市機能の更新を図るものとする。

表 広域都市圏に含まれる市町村

広域都市圏	広域都市圏に含まれる市町村
東葛・湾岸 広域都市圏	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
印旛 広域都市圏	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取・東総 広域都市圏	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
九十九里 広域都市圏	茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南房総・外房 広域都市圏	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
内房 広域都市圏	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

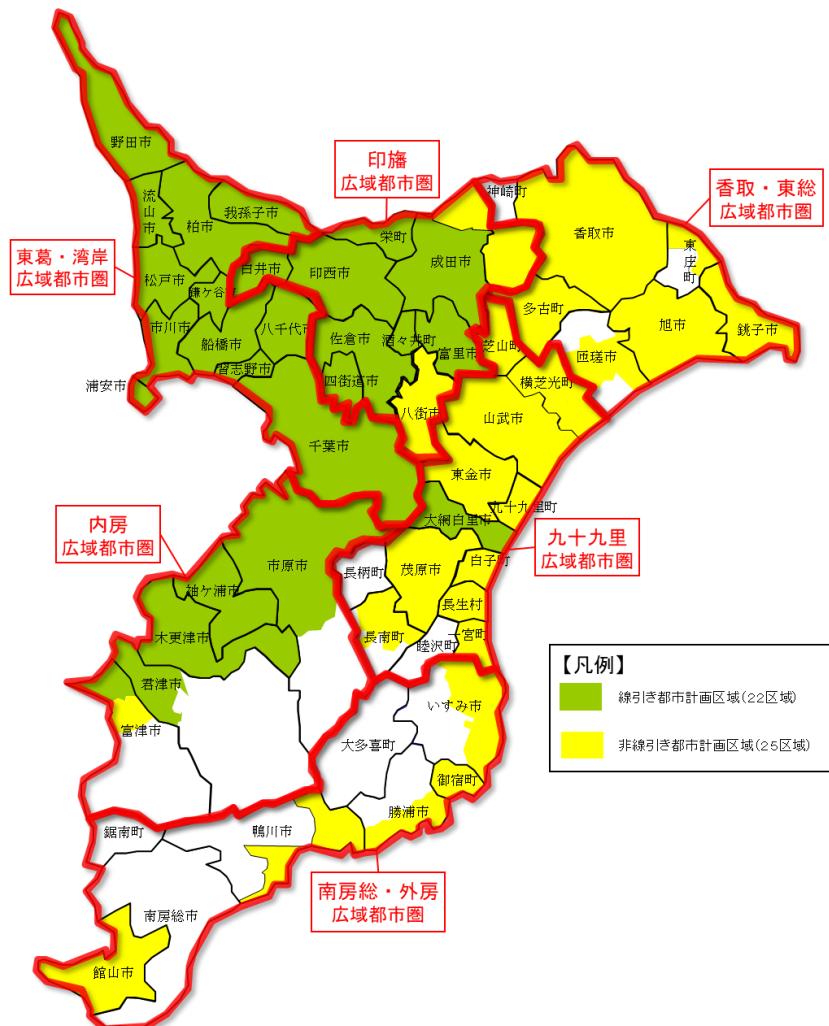


図 千葉県広域都市圏図

(4) 広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープランは、広域都市圏ごとに、都市計画区域外を含む県全域について定める。

このうち、指定都市を除く都市計画区域においては、都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）として定め、広域都市計画マスタープランは、指定都市の都市計画区域マスタープランや都市計画区域外のまちづくりと連携するものとする。



図 広域都市計画マスタープラン構成図

2 本広域都市圏の都市計画の目標

(1) 本マスターplanの対象範囲

本マスターplanの対象範囲は、6つの広域都市圏のうち、東葛・湾岸広域都市圏に含まれる次の都市計画区域とする。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代都市計画区域

※千葉都市計画区域については、指定都市である千葉市が定める都市計画区域マスターplanによるものとする。

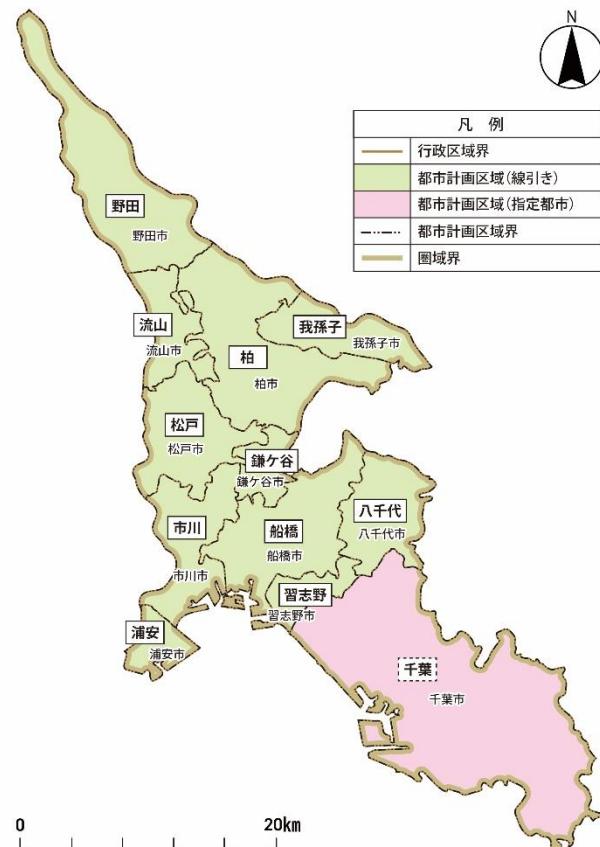


図 マスターplanの対象範囲

(2) 目標年次

本マスターplanの目標年次は、令和17年（2035年）とする。

(3) 現状と課題

《圏域全体》

本圏域は、人口密度が高く、鉄道網の発達により主要駅周辺を中心に、都市機能が集積した地域となっている。

東葛地域では、東京への近接性から、常磐線沿線を中心に商業が栄えるとともに、つくばエクスプレス沿線では、大規模な土地区画整理事業等により、秩序ある住宅地・商業地等の形成が図られている。

湾岸地域においても、総武線や京葉線沿線を中心に商業・業務機能、文化機能、行政機能など、多様な都市機能が集積するとともに、東京への通勤の利便性等から、人口の集積が進んでいる。

しかしながら、既成市街地内では、低未利用地や既存ストックの有効活用、老朽化への対応など課題もあるため、今後は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていくことが必要である。

産業面では、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる地域であることなどから、東葛地域では、技術力のある企業や大学、研究機関等が集積し、湾岸地

域では、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有し、国内有数のテーマパークや、国際的な展示場、大型商業施設が立地するなど、充実した都市機能と活力を備えた都市群が形成した地域となっている。

近年は、人口が集積し、道路交通網が発達していることなどから、インターチェンジや幹線道路の周辺を中心に、大型の物流施設の進出が相次いでいる。

今後も、東京に隣接し、成田・羽田両空港の中間に位置する立地を生かし、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、東京、成田空港間の「人・モノ・財」の流れを商業及び観光業など様々な分野に取り込みながら、多様な産業と都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図ることが必要である。

それとともに、北千葉道路、新湾岸道路、千葉北西連絡道路などの道路ネットワークの整備により、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めていくことが必要である。

災害に関しては、通勤・通学などによる東京との交流が活発であり、人口も密集していることから、災害発生時において帰宅困難者対策や広域避難など、政令指定都市や中核市などをはじめ、各市と連携した対策の推進が必要である。

また、近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、「安全」の確保に対する県民の意識が高まっており、地域で安全に暮らせるまちづくりが必要である。

自然的環境に関しては、都市化が進む一方で、貴重な干潟・浅海域である三番瀬を有する東京湾、江戸川、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然も残された地域となっている。

近年、気候変動への対応や生物多様性の確保など地球規模の課題の解決や、人々のウェルビーイング（人々の満足度）の向上を図るため、グリーンインフラとして多様な機能を有している緑地を都市空間に、より一層確保することが重要となっている。

緑地の保全及び緑化は、公共空間はもとより、商業施設、工場敷地など、都市空間全体において推進することが重要であり、緑のネットワークを形成することで、さらに一層その効果を高めることが期待できる。

《居住》

本圏域は、県人口の67%に当たる約418万人が居住する地域となっている。

今後、船橋市、松戸市、習志野市については、目標年次まで人口増加が続くものと見込まれているが、圏域全体としては、令和7年をピークに減少傾向に転じるものと予測されている。

将来的な人口減少や少子高齢化に対応するため、本圏域の広域的な連携を担う鉄道各線や高速バス、北千葉道路、国道6号、国道14号、国道16号などの道路・交通ネットワークと連携した、コンパクトなまちづくりが必要である。

また、コンパクトなまちづくりに合わせて、地域公共交通の維持・確保に向けた交通の再編やモード転換が必要であるとともに、自動運転等の新技术や新たなモビリティに対応した都市施設のあり方についても、一体となって検討することが

必要である。

既成市街地に関しては、千葉市、船橋市、柏市を中心とする広域的な商圏が形成され、東京への通勤の利便性等から、常磐線、総武線、京葉線沿線の主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設など様々な都市機能や高層住宅などが集積した状況となっている。

コンパクトなまちづくりの拠点として、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺では、市街地の計画的な再開発により、土地の合理的な高度利用及び都市機能の更新を図ることが必要である。

都市づくりの推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々のライフスタイルの変化、都市におけるウェルビーイング向上の要請の高まりへの対応も重要である。

また、持続可能なまちづくりに向け、道路・上下水道等の都市施設について、長期的な視点による適正な配置・整備とともに、老朽化する施設への適切な対応が必要である。

《産業》

本圏域は、京葉臨海コンビナートや千葉港をはじめとする、首都圏の重要な拠点を有する地域である。

また、都心部や成田空港・羽田空港へのアクセスに優れる立地優位性により、幕張新都心では、アジア有数のコンベンション施設である幕張メッセを中心とし、業務・研究、学術、商業、文化、スポーツ・レクリエーションなど複合的な機能が集積しており、東葛地域には、高い技術力を持つものづくり中小企業・ベンチャー企業や大学などが集まり、柏の葉では東葛テクノプラザなど産業支援機関を拠点に、产学研連携の枠組みを生かした研究開発なども展開されている。

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進めていくことが必要である。

湾岸地域のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などは、広域的な集客力の高い観光産業に寄与していることから、既存の地域資源などを生かしつつ、更なる観光産業の充実を図ることも重要である。

長年にわたり整備されてきた広域的な交通インフラも、産業形成に大きく寄与しており、今後も、整備が進展している交通・物流インフラを活用した物流関係分野や、研究機関・大学等の技術を活用した成長ものづくり分野などの産業立地が期待される。

引き続き、人・モノ・財の流れを生み出す広域的な幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、整備効果を地域に波及させるため、各拠点を結ぶ主要な国道・県道の整備を推進することが必要である。

それとともに、企業誘致の受け皿となる産業用地の創出に向けて、高速道路インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿線等への産業用地整備を、市と連携しながら推進することが必要である。

《災害》

本圏域は、東日本大震災では、液状化などにより大きな被害が発生しており、今後も、首都直下地震など、巨大地震により広域にわたる甚大な被害が発生する可能性がある。

そのため、救急救命活動や復旧支援活動を支えるための広域的な幹線道路や、拠点をつなぐ道路ネットワークの整備が必要である。

また、近年は、頻発化・激甚化するゲリラ豪雨などにより、浸水等の都市型水害のリスクが高まっており、多様な主体で連携して対応することが必要となっている。

災害リスクの高い地域については、浸水対策や開発抑制など、地域に即した対策も重要である。

《自然的環境》

本圏域は、利根川、江戸川をはじめ、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や下総台地などの生活の潤いとなる自然が残された地域となっている。

手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指定され、自然環境が保全されている。また、森林レクリエーションの場として、船橋県民の森などが県民の憩いの場となっている。さらに、住民に身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。

快適で暮らしやすいまちづくりや地域の魅力向上のため、潤いと安らぎをもたらす緑地や水辺空間の保全、都市公園の整備等による緑の創出を推進することが重要である。

特に、本圏域は人口が集積した地域であることから、人々の憩いや交流、レクリエーションの場の確保、都市景観の形成、災害時の避難場所や復旧・復興活動の拠点等の観点から、自然的環境の保全への配慮が必要である。

(4) 都市計画の目標

《圏域全体》

コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、地域拠点に公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図るなどしながら、安心して快適に過ごせるまちづくり、子育て世代が住みやすいまちづくりなど、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりを推進する。

人口密度が高く、様々な都市機能や高層住宅などが集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

本県経済をけん引していくことが期待される地域については、広域拠点として、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、デジタル関連分野、エネルギー・環境分野、バイオ関連分野、マテリアル関連分野等、成長が見込まれる産業分野の誘致を行うなど、広域的な波及効果が想定される産業拠点形成の取組を進める。

あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性、住民等の生活利便性を向上させ、県内全域へと効果を波及させるため、北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国

道・県道全体の円滑化に向けた道路整備を推進する。

道路整備の進展による、県内各地と首都圏各都市、空港とのアクセス向上を追い風としながら、鉄道等の広域的な公共交通ネットワークの充実・強化を図り、新たな企業等の誘致を促進するとともに、東京、成田空港間の人・モノ・財の流れを様々な分野に取り込むことで、首都圏での都市間競争における優位性の向上を目指す。

また、各種道路整備の進展の効果を生かして、企業誘致の受け皿となる新たな産業用地の創出を図る。

頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けては、地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの整備を進める。

また、台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める。

自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に向けては、地域に愛着を持つことができるように、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や、都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等に取り組む。

《居住》

コンパクトで効率的な都市構造への転換に向けて、鉄道各駅周辺やバスターミナル周辺は、地域拠点として都市機能の集積を図る。

あわせて、国道・県道とともに、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道296号バイパスなど各拠点をつなぐ道路の整備を推進し、利便性の高い道路ネットワークの構築を目指す。

あわせて、自動運転などの新たな交通モードの導入などにも的確に対応し、都市の魅力向上を図る。

柏駅、松戸駅、本八幡駅、津田沼駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。

市街地内においては、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成を図る。

道路・上下水道等の都市施設については、コンパクトな都市構造の構築に即した適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。

《産業》

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。

あわせて、圏域内外の交流・連携の強化や慢性的な交通渋滞の解消を図るとともに、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地やその周辺人口の増加等に伴う交通需要の増大に対応し、国際競争力や首都圏の生産性を高めるため、北千葉道

路の整備促進や、新湾岸道路の計画の具体化に向けて取り組むとともに、都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道296号バイパス、国道356号等、圏域内外を結ぶ幹線道路の整備を推進する。

また、各種道路整備の進展の効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において、新たな産業集積を促進する。

観光面では、国内有数のテーマパーク、東京湾や手賀沼などの豊かな水辺空間などの地域資源を活用し、周辺環境との調和に配慮しながら、地域の活性化に資する観光産業の促進を図る。

《災害》

災害時でも安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。

市街地内においては、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備、延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保や都市公園の整備を推進する。

浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図る。

都市の緑地については、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を図る。

利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、流域治水プロジェクトの主旨に基づき、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導などを進める。

また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。

《自然的環境》

利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等については、ゆとりや潤いを与える資源として、保全・活用を図るとともに、環境負荷を抑えたカーボンニュートラルな都市づくりを推進する。

グリーンインフラの取組を進めるため、引き続き緑地の保全、都市公園の整備等を推進する。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本圏域に含まれる次の都市計画区域については、都市計画法第7条第1項第一号イに基づき、区域区分を定める。

野田、流山、松戸、柏、我孫子、鎌ヶ谷、浦安、市川、船橋、習志野及び八千代都市計画区域

また、区域区分を定めたとした根拠は、以下のとおりである。

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本圏域に含まれる各区域は、区域区分を定めることができが法的に義務付けられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然的環境との調和と保全を図るために、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

今後も区域区分を継続する都市計画区域ごとの根拠は以下のとおり。

都市計画区域	区域区分の決定の有無	区域区分の有無の根拠
野田	有	<p>本区域は、東京に比較的近距離に位置しながらも、河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都市化の進展は緩やかであった。しかしながら、昭和40年代に入り、国道16号が開通したことなどから、沿道地域の開発が活発化し、経済の高度成長下においては住宅需要の高まりを背景に、東武野田線の各駅を中心に自然発生的な市街地が形成されてきた。</p> <p>本区域の人口は、近年、減少傾向に転じつつあるが、世帯数の増加傾向は続いており、また、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。</p> <p>このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るために、今後とも区域区分を継続する。</p>
流山	有	<p>本区域は、都心から25km圏内に位置し、昭和30年代から宅地開発が相次ぎ、昭和50年代にかけて急激な人口の増加をみた。その後も平成17年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。</p> <p>一方、少子高齢化等に対応するため、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど集約型都市構造への再構築が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。</p> <p>このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るために、今後とも区域区分を継続する。</p>
松戸	有	<p>本区域の昭和30年代中頃からの急激な人口増加は、平成2年以降緩やかになり、近年は、東日本大震災の後、一時的に人口減少となったものの、その後は再び増加傾向となっている。また、世帯数は依然として増加傾向にあり、本区域の位置的特性と公共交通の利便性の高さからも市街化の傾向は強い。</p>

		このため、優良な農地として保全すべき区域、自然的環境上保全すべき区域等の無秩序な市街化を防止するとともに、鉄道駅を中心としたコンパクトシティの形成を図るため、本区域においては、引き続き区域区分を継続する。
柏	有	<p>本区域は、東京都心から 30 km 圏に位置し、昭和 30 年代から宅地開発が相次ぎ、急激な人口増加により都市化が進んだ。その後も、平成 17 年のつくばエクスプレスの開業により、大きく交通環境が変化したため、これに伴い活発な都市開発が進行し、人口増加傾向が続いている。</p> <p>ただし、今後人口のピークを迎えることが予測されていることから、中心市街地における土地の有効・高度利用によって都市機能集積を促進するなど、将来の人口減少に備えて集約型都市構造への転換が求められるほか、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。</p> <p>このような観点から、つくばエクスプレス沿線などの計画的な市街地整備を図るとともに、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、今後とも区域区分を継続する。</p>
我孫子	有	<p>本区域は、東京のベッドタウンとして宅地開発の進展により、人口が急増した。昭和 50 年代以降は、市街地開発事業の進展や民間による大規模開発等により市街化が一層進行し、人口も増加傾向で推移してきたが、平成 23 年をピークに人口は減少傾向に転じた。しかし、その一方で、世帯数の増加傾向は続いている。</p> <p>こうした中、少子高齢化等に対応するため、各地区の中心となる鉄道駅周辺では土地の有効・高度利用によって都市機能の集積が求められる一方、都市に残された貴重な緑地等自然的環境への配慮も必要となっている。</p> <p>このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然的環境の保全を図るため、区域区分を継続する。</p>
鎌ヶ谷	有	<p>本区域は、東京都心や周辺都市と連絡する鉄道や幹線道路が市のほぼ中央部で東西、南北方向に交差しており、特に鉄道は、私鉄 4 路線（東武野田線、京成松戸線、北総線、京成成田空港線（成田スカイアクセス））による 8 つの駅を有し、利便性に優れている。また、地形は平坦な台地が大半を占めているため、もともと土地利用のしやすい条件を備えている。</p> <p>このような条件から、鎌ヶ谷町であった昭和 35 年当時、2 万人に満たなかった人口は、昭和 40~50 年代に急激に増加し、平成 8 年 12 月には 10 万人を超える、以降は概ね横ばいで推移しているが、世帯数については増加傾向が続いている。本区域では、新鎌ヶ谷地区や鎌ヶ谷駅東口地区をはじめとする土地区画整理事業や都市計画道路の整備の進展等により、良好な市街地の形成が図られ、本区域の約半分を占める市街化調整区域では、開発行為や建築行為が制限されてきたことで、みどり豊かな鎌ヶ谷を特徴づける農地・樹林地そして斜面緑地などが保全されてきたが、世帯数の増加傾向を背景に、宅地の細分化や無秩序な市街地の形成が危惧される地区など、居住環境の維持・改善の促進を必要とする地区がある。</p> <p>そのため、都市近郊農業の振興及び現存する良好な自然的</p>

		環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努め、無秩序な市街化を抑制するとともに、駅周辺等を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。
浦安	有	<p>本区域は、昭和 44 年の地下鉄東西線の開通を契機に旧市街地の開発が外縁的に拡大され、また、一方公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発等により急速な都市化が進み、公有水面埋立事業により市域が拡大されるごとに、市街化区域に編入し、市域全域が市街化区域として、現在に至っている。こうした中、人口も一貫して増加してきたが、現在は概ね横ばいで推移している。</p> <p>本区域は、埋立地における開発が最終盤となり、成熟期を迎えているが、新型コロナウイルス感染症の影響による住民のライフスタイルや価値観の変化、人口減少・超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応など、本区域を取り巻く状況は大きく変化してきている。このような社会・自然的環境の変化に対応した都市づくりを推進するため、今後も区域区分を継続する。</p>
市川	有	<p>本区域は、東京に隣接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。</p> <p>その後は、現行の都市計画法に基づき区域区分を定めたことで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備と併せて農業や自然的環境との調和と保全を図ることで、良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。</p> <p>今後も効率的な行政サービスや地域コミュニティ等を持続的なものにしていくためには、適正な人口密度を維持していく必要がある。そのため、主要駅周辺や地域拠点等を中心に商業・業務や医療・福祉、行政、居住等の複合的な機能の集積を図っていく。また、都市農業の振興及び緑地の保全を図るうえで、北部に広がる果樹園等の優良農地や樹林地の無秩序な市街化を防止する必要があることから、今後も区域区分を継続する。</p>
船橋	有	<p>本区域は、東京に近接しており早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成や、市街地外縁部での無秩序な市街化の拡大をもたらした。</p> <p>昭和 50 年代後半以降、人口の急激な増加は収まりつつあるが、依然として人口・世帯数ともに増加傾向にあることから、無秩序な市街化の抑制と都市に残された貴重な緑地等自然的環境の保全を図るために、今後とも区域区分を継続する。</p>
習志野	有	<p>本区域は、東京に近接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と首都圏への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。</p> <p>令和 2 年以降、人口は概ね横ばいで推移しているが、世帯数の増加傾向は続いていることから、無秩序な市街化の防止</p>

		を図るとともに鉄道駅を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。
八千代	有	<p>本区域は、東京都心から約 31 km に位置し、早くから鉄道駅を中心に市街化が進められるなどの立地条件から、東京への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降、経済の高度成長に伴い、急激な人口増加が始まり、首都圏の住宅都市としての性格を強め、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。</p> <p>平成 8 年度に開通した区域中央部に位置する東葉高速線沿線では計画的な市街地形成が進み、本区域の人口は現在でも微増傾向が続いている。また、北部には印旛放水路（新川及び花見川）周辺に広がる田園地帯とその背後に帶状に斜面緑地などの自然的環境を残している。これらの地域について無秩序な市街化を防止することが必要であるため、今後とも区域区分を継続する。</p>

(2) 区域区分の方針

①おおむねの人口

各都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	区分	令和 2 年	令和 17 年
野田	都市計画区域内人口	約 153 千人	おおむね 137 千人
	市街化区域人口	約 120 千人	おおむね 113 千人
流山	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 206 千人
	市街化区域人口	約 189 千人	おおむね 198 千人
松戸	都市計画区域内人口	約 498 千人	おおむね 509 千人
	市街化区域人口	約 481 千人	おおむね 499 千人
柏	都市計画区域内人口	約 427 千人	おおむね 422 千人
	市街化区域人口	約 408 千人	おおむね 410 千人
我孫子	都市計画区域内人口	約 131 千人	おおむね 123 千人
	市街化区域人口	約 124 千人	おおむね 120 千人
鎌ヶ谷	都市計画区域内人口	約 110 千人	おおむね 104 千人
	市街化区域人口	約 101 千人	おおむね 96 千人
浦安	都市計画区域内人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
	市街化区域人口	約 171 千人	おおむね 174 千人
市川	都市計画区域内人口	約 497 千人	おおむね 501 千人
	市街化区域人口	約 482 千人	おおむね 492 千人
船橋	都市計画区域内人口	約 643 千人	おおむね 656 千人
	市街化区域人口	約 604 千人	おおむね 619 千人
習志野	都市計画区域内人口	約 176 千人	おおむね 180 千人
	市街化区域人口	約 172 千人	おおむね 175 千人
八千代	都市計画区域内人口	約 200 千人	おおむね 202 千人
	市街化区域人口	約 186 千人	おおむね 188 千人

なお、令和 17 年においては、上表の外に千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で保留人口が想定されている。

（注）千葉県では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を図るために、自然的・社会的・経済的な観点から総合的に判断し、県下線引き都市計画区域全体（指定都市の千葉都市計画区域を除く）を「千葉広域都市計画圏」として設定している。

②産業の規模

各都市計画区域の将来における産業の規模を次の通り想定する。

《生産規模》

都市計画区域	区分	令和2年	令和17年
野田	工業出荷額	約 4,857 億円	おおむね 5,969 億円
	卸小売販売額	約 1,985 億円	おおむね 1,867 億円
流山	工業出荷額	約 616 億円	おおむね 675 億円
	卸小売販売額	約 2,773 億円	おおむね 3,299 億円
松戸	工業出荷額	約 3,764 億円	おおむね 4,131 億円
	卸小売販売額	約 11,449 億円	おおむね 17,563 億円
柏	工業出荷額	約 3,272 億円	おおむね 4,078 億円
	卸小売販売額	約 8,938 億円	おおむね 9,318 億円
我孫子	工業出荷額	約 502 億円	おおむね 829 億円
	卸小売販売額	約 920 億円	おおむね 955 億円
鎌ヶ谷	工業出荷額	約 359 億円	おおむね 413 億円
	卸小売販売額	約 1,001 億円	おおむね 1,016 億円
浦安	工業出荷額	約 1,302 億円	おおむね 1,713 億円
	卸小売販売額	約 4,249 億円	おおむね 5,388 億円
市川	工業出荷額	約 4,691 億円	おおむね 7,037 億円
	卸小売販売額	約 7,391 億円	おおむね 10,412 億円
船橋	工業出荷額	約 7,489 億円	おおむね 8,634 億円
	卸小売販売額	約 11,551 億円	おおむね 13,664 億円
習志野	工業出荷額	約 2,261 億円	おおむね 3,236 億円
	卸小売販売額	約 2,807 億円	おおむね 3,444 億円
八千代	工業出荷額	約 2,849 億円	おおむね 3,315 億円
	卸小売販売額	約 2,622 億円	おおむね 2,786 億円

工業出荷額は、製造業及び物流業の生産規模の合計を示す。

なお、令和17年においては、上表と合わせ千葉広域都市計画圏（指定都市の千葉都市計画区域を除く）で産業の規模が想定されている。

《就業構造》

都市計画区域	区分	令和 2 年	令和 17 年
野田	第一次産業	約 1.2 千人(1.8%)	おおむね 0.7 千人(1.3%)
	第二次産業	約 17.5 千人(25.7%)	おおむね 14.2 千人(25.8%)
	第三次産業	約 49.4 千人(72.5%)	おおむね 40.2 千人(73.0%)
流山	第一次産業	約 0.6 千人(0.7%)	おおむね 0.5 千人(0.6%)
	第二次産業	約 15.0 千人(17.6%)	おおむね 13.9 千人(17.6%)
	第三次産業	約 69.7 千人(81.7%)	おおむね 64.5 千人(81.7%)
松戸	第一次産業	約 1.5 千人(0.7%)	おおむね 1.1 千人(0.5%)
	第二次産業	約 37.0 千人(17.1%)	おおむね 36.9 千人(17.1%)
	第三次産業	約 177.8 千人(82.2%)	おおむね 177.2 千人(82.3%)
柏	第一次産業	約 2.0 千人(1.1%)	おおむね 1.4 千人(0.8%)
	第二次産業	約 30.5 千人(16.7%)	おおむね 29.4 千人(16.8%)
	第三次産業	約 149.9 千人(82.2%)	おおむね 144.5 千人(82.4%)
我孫子	第一次産業	約 0.6 千人(1.1%)	おおむね 0.4 千人(0.9%)
	第二次産業	約 8.4 千人(16.1%)	おおむね 7.6 千人(16.2%)
	第三次産業	約 43.2 千人(82.8%)	おおむね 39.0 千人(83.0%)
鎌ヶ谷	第一次産業	約 0.7 千人(1.5%)	おおむね 0.5 千人(1.3%)
	第二次産業	約 8.4 千人(18.5%)	おおむね 7.0 千人(18.6%)
	第三次産業	約 36.2 千人(79.9%)	おおむね 30.2 千人(80.1%)
浦安	第一次産業	約 0.1 千人(0.1%)	おおむね 0.1 千人(0.1%)
	第二次産業	約 9.7 千人(12.2%)	おおむね 9.7 千人(12.3%)
	第三次産業	約 69.4 千人(87.6%)	おおむね 69.2 千人(87.6%)
市川	第一次産業	約 1.2 千人(0.5%)	おおむね 1.1 千人(0.5%)
	第二次産業	約 37.2 千人(16.2%)	おおむね 36.6 千人(16.2%)
	第三次産業	約 190.8 千人(83.2%)	おおむね 187.9 千人(83.3%)
船橋	第一次産業	約 2.2 千人(0.8%)	おおむね 1.6 千人(0.6%)
	第二次産業	約 46.5 千人(16.5%)	おおむね 55.2 千人(19.8%)
	第三次産業	約 233.8 千人(82.8%)	おおむね 222.3 千人(79.6%)
習志野	第一次産業	約 0.3 千人(0.4%)	おおむね 0.2 千人(0.2%)
	第二次産業	約 14.0 千人(17.5%)	おおむね 14.1 千人(17.5%)
	第三次産業	約 65.7 千人(82.1%)	おおむね 66.1 千人(82.2%)
八千代	第一次産業	約 0.9 千人(1.0%)	おおむね 0.6 千人(0.7%)
	第二次産業	約 16.4 千人(19.0%)	おおむね 15.9 千人(19.1%)
	第三次産業	約 68.8 千人(79.9%)	おおむね 66.6 千人(80.1%)

③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

各都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 17 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

《市街化区域面積》

都市計画区域	令和 17 年
野田	おおむね 2,395ha
流山	おおむね 2,250ha
松戸	おおむね 4,444ha
柏	おおむね 5,484ha
我孫子	おおむね 1,615ha
鎌ヶ谷	おおむね 1,073ha
浦安	おおむね 1,697ha
市川	おおむね 3,984ha
船橋	おおむね 5,551ha
習志野	おおむね 1,905ha
八千代	おおむね 2,303ha

(注) 市街化区域面積は、令和 17 年時点で市街化している区域の面積を含まないものとする。

4 本広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針

(1) 都市づくりの基本方針

①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針

広域的な視点により、人口減少・少子高齢化に対応するため、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺等に、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積を図るとともに、広域的な幹線道路の整備促進や高速道路インターチェンジ等へのアクセス道路の整備推進、都市計画道路や生活道路の整備、自動運転技術などの新技術の導入検討も含めた道路・交通ネットワークの構築を図るなど、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指す。

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺など、都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。その他の主要な鉄道各駅周辺においても、人口密度が高く、都市機能が集積した地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、低未利用地の有効活用や既存ストックの活用などにより魅力的な空間の形成を目指す。

コンパクトな都市構造の構築に即して、道路・上下水道等の都市施設については、適正な配置のもと地域の実情に応じた計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。また、都市施設の耐震化等を進めることで防災機能の向上を目指す。

②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針

本県経済をけん引していくことが期待される地域である幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、産業拠点形成に向けた取組を進める。

あわせて、県内外の交流・連携の強化や人・モノの流れのボトルネックとなっている慢性的な交通渋滞の解消を図り、成田空港や千葉港の機能強化や物流施設の立地により、国際競争力や首都圏の生産性を向上させ、その効果を県内全域へと波及させるため、北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組や、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑化に向けた道路整備を推進する。

さらに、圏域内外を結ぶ幹線道路である都市軸道路や主要地方道船橋我孫子線、国道 296 号バイパス、国道 356 号等の整備を推進し、道路整備の進展による効果を生かして、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地に隣接した区域等において新たな産業集積を促進する。

③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針

台風・豪雨等の頻発化・激甚化を踏まえ、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を目指し、利根川、江戸川、海老川流域などにおいては、公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導など、流域治水プロジェクトの主旨に沿った都市づくりを進める。

地震や風水害に備えて、平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保し、緊急対策活動や物資輸送を円滑に実施できるよう、北千葉道路の整備の促進、

新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備を促進する。

あわせて、延焼遮断帯や緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備や延焼拡大防止や災害時の避難地等として機能する緑地の確保、都市公園の整備を推進する。

市街地再開発事業等により都市機能の充実や防災の強化を図り、都市部特有の火災・水害等のリスクにも対応した安全な市街地整備を進める。

公共建築物や橋りょう、下水道等の都市施設については、災害による被害を最小限にし、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、耐震化及び老朽化対策を進め、避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化等の促進を図る。

また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めるとともに、急傾斜地崩壊対策の推進や、斜面林の保全、避難体制の充実・強化を図る。

一方で、浸水ハザードエリアにおいて新たな市街地整備を行う場合は、安全確保のため地盤の嵩上げや避難路・避難場所の確保等の適切な対策を図ることで、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す。

また、大規模災害に備え、被災後、早期に的確な復興を実現するため、各市による事前復興まちづくり計画の策定を促進する。

④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針

都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を目指す。

また、地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等を目指すとともに、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図る。

さらに、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地がよく歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成に取り組むとともに、コンパクトで効率的な都市構造の構築や公共交通の利用促進による環境にやさしい移動手段への転換、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、グリーンインフラの推進などにより、カーボンニュートラルの実現を目指す。

(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

市街地における土地利用は、都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）に示す都市の将来像を実現するため、以下を基本方針としつつ、地域の実情に合わせて配置する。

- ・幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などでは、学術・研究機関等との連携への期待など、拠点性の高さを生かし、地域特性を踏まえながら、適切な土地利用の誘導を図り、産業拠点の形成を進める。
- ・人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に適切に対応するため、立地適正化計画の策定を促進し、鉄道駅周辺やバスターミナル周辺などに医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するとともに、居住は駅周辺などに、公共交通等により

容易にアクセスすることができる区域へ誘導する。

- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線、港湾周辺等のポテンシャルの高い地域や既存工業団地等に隣接した区域においては、地域の実情に応じて、産業系の土地利用などについて、適切な誘導を図る。
- ・湾岸地域においては、国際拠点港湾に指定されている千葉港や京葉臨海コンビナートをはじめとする、首都圏の重要な拠点を有しており、鉄鋼や食品等の企業集積が進んでいることから、引き続き、港湾機能や流通機能などの立地特性を生かした産業集積を進め、工業地としての一層の機能充実を図る。また、千葉港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地や旅客船さん橋及びターミナルの活用等により、地域のにぎわい拠点として整備を推進する。

②市街地の土地利用の方針

- ・主要な鉄道駅周辺などの公共交通の利便性が高い地域については、居住機能や商業・業務、医療・福祉等の都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。
- ・特に、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、再開発の促進等により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、都市機能の一層の充実を図り、首都圏での都市間競争における更なる優位性向上を図る。
- ・地域拠点に公共交通等により容易にアクセスすることのできる区域へ居住の誘導を図り、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を形成する。
- ・ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりや公共施設跡地等の未利用地の活用による人々が集える場の創出など、魅力的な空間形成を図る。
- ・老朽・過密・木造市街地については、道路・公園等の都市基盤の整備及び敷地の共同化による公共空地の確保、並びに建築物の耐震化・不燃化の促進などを総合的に進め、市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図る。
- ・空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき適正な管理や利活用を促進し、居住環境の改善や維持を図る。
- ・地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出を図る。
- ・都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、多面的な機能を有することから、グリーンインフラとして保全・活用を図る。

③市街化調整区域の土地利用の方針

- ・農業基盤整備等が実施されている農地は、貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る。
- ・急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び宅地造成等工事規制区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。
- ・インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、自然的環境や住宅環境との調和を図りつつ、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。
- ・北千葉道路の未整備区間（市川市・鎌ヶ谷市間）の沿線の多くが、市街化調整区

域であることから、農林漁業との健全な調和を図りつつ、広域的な視点から、将来を見据えた適切な土地利用の検討に向けた取組を進める。

- ・千葉県全体で、令和 17 年の人口フレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲の中で、農林漁業等との必要な調整を図りつつ、市街化区域に編入する。

(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設の都市計画の決定の方針

ア. 交通体系の整備の方針

本圏域の道路網や交通網の状況、また将来の交通需要等を踏まえ、交通体系の整備の基本方針を次のように定める。

- ・成田空港の拡張事業等の効果を県内全域に波及させる北千葉道路の整備や新湾岸道路の計画の具体化といった広域的な幹線道路ネットワーク等の整備を促進するとともに国道・県道、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進する。
- ・平常時・災害時を問わない安定した人・モノの流れを確保するための災害に強い道路ネットワークの構築を目指す。
- ・広域通過交通と地域内交通との分離を図り、居住地域への通過車両の削減、歩行者の安全確保の努め、効率の良い道路ネットワークの実現を目指す。
- ・環境負荷の問題を考慮しつつ、公共交通機関の活用を図り、各種交通機関の適正な機能分担の下に総合的な体系化を図り、これに合わせた交通施設の整備に努める。
- ・交通結節点の周辺においては、地域のニーズに応じ市町村と連携してシェアサイクルのサイクルポートの設置を促進し、公共交通との連携による利便性の向上等を図り、自転車の利用促進と都市内交通の円滑化、渋滞解消による環境負荷の低減を図る。
- ・市街地において歩行者や自転車が安全で快適に通行できる空間の創出のため、歩道のバリアフリー化や自転車走行空間の整備を推進し、ウォーカブルな都市空間整備に努める。
- ・道路等の都市交通施設について、コンパクトで効率的な都市構造の構築に即した適正な配置のもと計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理と長寿命化等による持続可能なメンテナンスサイクルの構築を図る。
- ・長期未着手の都市計画道路は、社会情勢等の変化を踏まえて必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。

イ. 整備水準の目標

- ・交通体系の整備の方針に基づき、公共交通機関の充実、道路体系の整備に努める。
- ・都市計画道路については、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

- ・本圏域では、流域別下水道整備総合計画等の各種計画に基づいて、今後の市街化の進展や土地利用動向等に対応し、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める。市街地においては、浸水対策の推進や地域の特性に応じた効率的・効果的な公共下水道等の整備を進めていくとともに、老朽化した施設の急増や大規模地震への備えなどの様々な課題に対応すべく、計画的な維持管理や整備を進めていく。
- ・河川改修や調節池整備を推進するとともに、流域における雨水貯留浸透施設の設置など、流域治水としての取組を進めていく。
- ・新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の設置等の流出抑制策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

イ. 整備水準の目標

- ・汚水処理施設については「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき施設の整備を進める。
- ・本圏域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保するため、既存施設の長寿命化を図りつつ、新たな都市施設の整備にあたっては、循環型社会の形成や持続可能性の観点を念頭に、広域的な連携も検討し、整備を進める。

(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能が集積した地区においては、市街地再開発事業等により、土地の高度利用と商業・業務、住居、文化などの多様な機能の適正な配置を図り、都市機能の更新や防災性の向上を図る。
- ・インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、土地区画整理事業等により、商業・業務、産業、観光等の地域振興に寄与する土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地整備を検討する。
- ・つくばエクスプレス沿線では、各地区の特色を生かした、魅力あるまちづくりが行われていることから、現在、土地区画整理事業を実施中の地区においては、引き続き、道路、公園、下水道等の都市施設の面的な整備を進め、良好な市街地の形成を図る。

(5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

①基本方針

本圏域は、都市化が進む一方、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間が残された地域となっており、手賀沼周辺は、県立印旛手賀自然公園に指定されている。また、県民の憩いの場として船橋県民の森が配置されているほか、身近な自然的環境として、柏の葉公園、八千代広域公園、幕張海浜公園などの都市公園が整備されている。

こうした利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用し、都市公園の整備等を推進することで、自然的環境を生かした緑と水辺のネットワークを形成することを基本方針とする。

②主要な緑地の配置の方針

- ・樹林地や利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの水辺空間は、多様な動植物の生息・生育環境やカーボンニュートラルに寄与する貴重な緑地として保全・活用する。
- ・利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等は、生態系の保全に努める。
- ・公園・緑地は、雨水の貯留浸透機能、延焼防止機能、急斜面の崩壊防止機能及び災害時の一時避難地としての機能を有していることから、都市の防災性の向上を図るため、地域特性に応じて、適切に配置する。
- ・一時避難場所となる近隣公園等の整備に努め、広域避難地となる運動公園、総合公園及び河川敷は周辺の不燃化・緑化等を一体的に行う。
- ・公園・緑地は、地域の実情を踏まえ、適切に配置し、多様なレクリエーション需要に対応するため、公園施設の維持・充実を図る。
- ・八千代広域公園は、住民の憩いやレクリエーション活動の場として施設整備を推進する。

③実現のための具体的な都市計画制度の方針

- ・都市公園などの施設緑地や風致地区、生産緑地地区などの地域制緑地を都市計画に位置付け、その整備・保全を促進する。

東葛・湾岸広域都市圏構造図



凡 例	
	広域拠点
	中枢拠点
	地域拠点
	拠点を結ぶ道路・交通ネットワーク
	鉄道(JR線)
	鉄道(JR線以外)
	自動車専用道路・IC
	国道
	県道(主要地方道)
	調査中路線
	主要な河川・湖沼
	行政区域界
	都市計画区域界
	圏域界

*上記の拠点やネットワークは具体的な位置等を示すものではありません。



東葛・湾岸広域都市圏構造図【産業・観光】



凡 例	
	産業立地誘導を図るゾーン
	主な観光地・観光資源
	県立都市公園・自然公園・県民の森
	幕張新都心・柏の葉・北千葉道路沿線
	道の駅
	工業エリア
	国際拠点港湾・重要港湾
	鉄道(JR線)
	鉄道(JR線以外)
	自動車専用道路・IC
	国道
	県道(主要地方道)
	行政区域界
	都市計画区域界
	圏域界

*上記のゾーンや地点は具体的な位置等を示すものではありません。

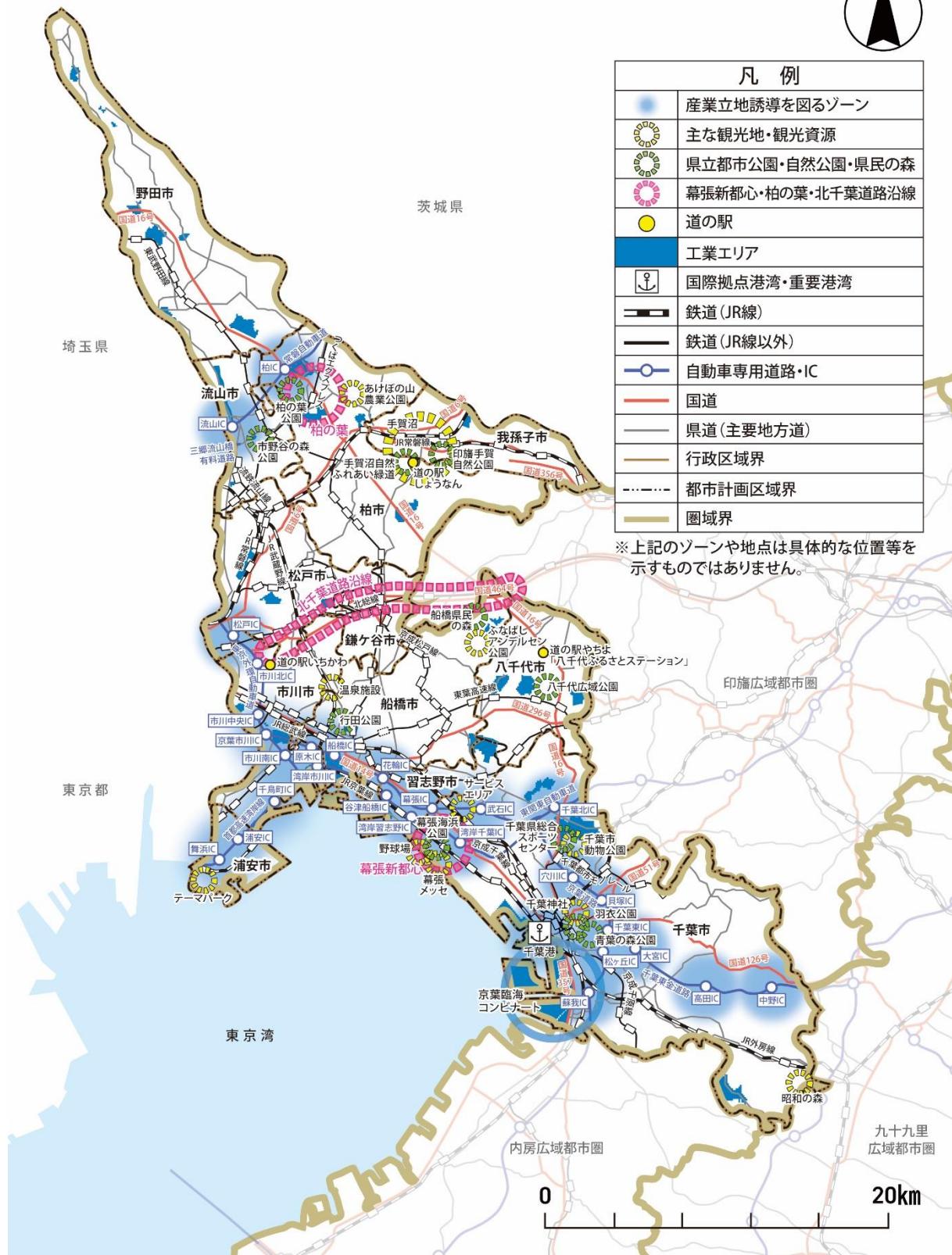


表 拠点・ゾーンの区分

区分	位置付け・考え方
広域拠点	新たな産業・地域づくりを推進することにより、本県経済をけん引していくことが期待される地域（柏の葉、北千葉道路沿線、幕張新都心、成田空港周辺、アクアライン着岸地・かずさアカデミアパーク周辺）
中枢拠点	高次都市機能や広域交通機能の集積を生かしながら、経済、産業などの広域的・中枢的な役割を担う地域（県都千葉市の中心部）
地域拠点	各市域における代表的な拠点として、居住や都市機能等の集積を図る地域（鉄道駅、バスタークニナル、役場周辺など）
産業立地誘導を図るゾーン	産業立地のポテンシャルの高いインターチェンジ周辺や千葉港、木更津港周辺の区域
観光誘導ゾーン	国定公園や自然公園区域に指定されている海辺・川辺沿いの区域

新	旧
<p>習志野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>千葉県</p>	<p>習志野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p><u>令和3年2月5日</u></p> <p>千葉県</p>

新	旧
<p>習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。</p>	<p>習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。</p>

新	旧
目 次	目 次
<p>1 都市計画の目標 ······ (1) <u>本区域</u>の基本理念 ······</p> <p>(2) 地域毎の市街地像 ······</p>	<p>1. 都市計画の目標 ······ 4 1) <u>都市づくり</u>の基本理念 ······ 4 ①<u>千葉県の基本理念</u> ②<u>本区域の基本理念</u></p> <p>2) 地域毎の市街地像 ······ 7</p>
<p>2 主要な都市計画の決定の方針 ······ (1) 都市づくりの基本方針 ······ ①<u>人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針</u> ②<u>社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針</u> ③<u>激甚化・頻発化する自然災害への対応に関する方針</u> ④<u>自然環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針</u></p> <p>(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ ①<u>主要用途の配置の方針</u> ②<u>市街地における建築物の密度の構成に関する方針</u> ③<u>市街地の土地利用の方針</u> ④<u>その他の土地利用の方針</u></p> <p>(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ ①<u>交通施設の都市計画の決定の方針</u> ②<u>下水道及び河川の都市計画の決定の方針</u> ③<u>その他の都市施設の都市計画の決定の方針</u></p>	<p>2. <u>区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u> ······ 9 1) <u>区域区分の決定の有無</u> ······ 9 2) <u>区域区分の方針</u> ······ 9 ①<u>おおむねの人口</u> ②<u>産業の規模</u> ③<u>市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係</u></p> <p>3. 主要な都市計画の決定の方針 ······ 11 1) 都市づくりの基本方針 ······ 11 ①<u>集約型都市構造に関する方針</u> ②<u>広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針</u> ③<u>都市の防災及び減災に関する方針</u> ④<u>低炭素都市づくりに関する方針</u></p> <p>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ 12 ①<u>主要用途の配置の方針</u> ②<u>市街地における建築物の密度の構成に関する方針</u> ③<u>市街地における住宅建設の方針</u> ④<u>特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</u> ⑤<u>市街化調整区域の土地利用の方針</u></p> <p>3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ 17 ①<u>交通施設の都市計画の決定の方針</u> ②<u>下水道及び河川の都市計画の決定の方針</u></p>

新	旧
<p>(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ..</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主要な市街地開発事業の決定の方針 ②市街地整備の目標 <p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ..</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 ②主要な緑地の配置の方針 ③実現のための具体的な都市計画制度の方針 ④主要な緑地の確保目標 	<p>4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .. <u>24</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①主要な市街地開発事業の決定の方針 ②市街地整備の目標 <p>5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .. <u>26</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 ②主要な緑地の配置の方針 ③実現のための具体的な都市計画制度の方針 ④主要な緑地の確保目標

新	旧
<p>1 都市計画の目標 (1) 都市づくりの基本理念</p>	<p>1. 都市計画の目標 1) 都市づくりの基本理念 ①千葉県の基本理念 <u>本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。</u> <u>このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。</u> <u>「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」</u> <u>低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。</u> <u>「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」</u> <u>広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。</u> <u>「人々が安心して住み、災害に強い街」</u> <u>延焼火災を防ぎ緊急輸送路となる幹線道路、様々な災害に対するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。</u> <u>「豊かな自然を継承し、持続可能な街」</u> <u>身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。</u></p>

新	旧
<p>本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に囲まれ、南側は東京湾に開いており、首都圏整備法における近郊整備地帯として位置づけられている。都心からほぼ 30 km の位置にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね 30 分程度であり、JR 総武線、東京地下鉄東西線及び JR 京葉線の鉄道網により、通勤、通学が非常に便利になっており、東京と密接な関連をもって発展してきた。</p> <p>本区域の地形は、旧海岸の平地部、比較的平坦な台地に海岸部からつながる谷戸が食い込んだ内陸部および東京湾の埋立部の3つに大別される。この内、海岸平野部と内陸部については、一部の工業地と農地を除き、そのほとんどが住宅地である。</p> <p>また、埋立部においては東関東自動車道（以下「東関東道」という。）を境に南側に公害の少ない流通加工用地を配し、北側に住宅地を配置している。</p> <p>既存集落（谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、実穂、大久保）の内、内陸部の集落は農業を中心として、臨海部は東京湾内漁業を中心として発展してきた半農半漁のまちであったが、内陸部では、昭和 22 年より旧軍用地に四つの大学が配置され、昭和 29 年には工場の立地を図るための土地造成を行い、企業を誘致している。</p> <p>また、JR 総武線及び京成電鉄京成本線（以下「京成本線」という。）の輸送力の強化と相まって住宅開発が急激に進み、加えて人口の急増とともに、各駅周辺の商業活動も活発化してきた。</p> <p>一方、臨海部は昭和 42 年に公有水面の埋立により大規模団地の開発が行われ、昭和 52 年には第二次埋立事業により、住宅団地と既存市街地の住工混在解消用地としての都市再開発用地等の開発が行われ、また、JR 京葉線開業と相まって住宅都市としての形成がなされてきた。</p> <p>このような地域特性を生かし、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定し、“青い空とつややかな緑をまもるまちづくり” “暖かい生活環境を整えた住みよいまちづくり” “教育の充実した文化的なまちづくり” を展開し、大きな成果をあげてきた。</p> <p>今後、さらに多様化・個別化していくと予想される様々な課題の解決に向け、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、目指すべきまちの姿（将来都市像）を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」とする。</p> <p>そして、この将来都市像を実現するため、次の 3 つのピースを</p>	<p>②本区域の基本理念</p> <p>本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に囲まれ、南側は東京湾に開いており、首都圏整備法における近郊整備地帯として位置づけられている。都心からほぼ 30km の位置にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね 30 分程度であり、東日本旅客鉄道総武線、東京地下鉄東西線（東京メトロ東西線）及び東日本旅客鉄道京葉線の鉄道網により、通勤、通学が非常に便利になっており、東京と密接な関連をもって発展してきた。</p> <p>本区域の地形は、旧海岸の平地部、比較的平坦な台地に海岸部からつながる谷戸が食い込んだ内陸部および東京湾の埋立部の3つに大別される。この内、海岸平野部と内陸部については、一部の工業地と農地を除き、そのほとんどが住宅地である。</p> <p>また、埋立部においては東関東自動車道を境に南側に公害の少ない流通加工用地を配し、北側に住宅地を配置している。</p> <p>既存集落（谷津、津田沼、鷺沼、藤崎、実穂、大久保）の内、内陸部の集落は農業を中心として、臨海部は東京湾内漁業を中心として発展してきた半農半漁のまちであったが、内陸部では、昭和 22 年より旧軍用地に四つの大学が配置され、昭和 29 年には工場の立地を図るための土地造成を行い、企業を誘致している。</p> <p>また、東日本旅客鉄道総武線及び京成電鉄京成本線の輸送力の強化と相まって住宅開発が急激に進み、加えて人口の急増とともに、各駅周辺の商業活動も活発化してきた。</p> <p>一方、臨海部は昭和 42 年に公有水面の埋立により大規模団地の開発が行われ、昭和 52 年には第二次埋立事業により、住宅団地と既存市街地の住工混在解消用地としての都市再開発用地等の開発が行われ、また、東日本旅客鉄道京葉線開業と相まって住宅都市としての形成がなされてきた。</p> <p>このような地域特性を生かし、昭和 45 年に「文教住宅都市憲章」を制定し、“青い空とつややかな緑をまもるまちづくり” “暖かい生活環境を整えた住みよいまちづくり” “教育の充実した文化的なまちづくり” を展開し、大きな成果をあげてきた。</p> <p>今までの歴史を振り返りつつ、将来を見通して、「文教住宅都市憲章」の理念に則り、目指すべき将来都市像を「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野」とする。</p> <p>そして、この将来都市像を実現するため、次の 3 つの目標を掲げる。</p>

新	旧
<p>掲げる。</p> <p><u>1. いつまでも住み続けたい「まち」</u></p> <p>すべての住民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらす。</p> <p>また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図る。</p> <p>さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を最大限に高める。</p> <p><u>2. 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」</u></p> <p>生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図る。</p> <p>また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化する。</p> <p>さらに、住民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現する。</p> <p><u>3. すべてが協和し充実する「活動」</u></p> <p>地域の中で国籍、人種、性別、年齢等に関係なく、平和を願いつつ住民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進める。</p> <p>また、様々な世代や立場の住民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図る。</p> <p>さらに、新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指す。</p>	<p><u>1. 支え合い・活気あふれる「健康なまち」</u></p> <p>習志野市がはつらつとした若さを失わないまちであるためには、まちと人が健康であることが不可欠であり、にぎわいと活力を創出する地域経済、産業の振興並びに誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実した地域社会の創造を目指す。</p> <p>そこで、商店街の活性化や企業の定着等に取り組み、様々な分野で相互に連携・協働し、健康を地域社会で支え、守るために“支え合い・活気あふれる「健康なまち」”習志野をつくる。</p> <p><u>2. 安全・安心「快適なまち」</u></p> <p>暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくるためには、暮らしを支える都市基盤の整備、自然と調和する環境づくりの推進を図ることによって、青い空とつややかな緑が確保されたまちを目指す。</p> <p>そこで、市民と市が協力し危機に対応できる危機管理・安全対策の推進とともに、道路・公園・下水道・ガス・水道等の公共インフラの整備、地球規模での温暖化防止対策や自然の保護を図り、“安全・安心「快適なまち」”習志野をつくる。</p> <p><u>3. 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」</u></p> <p>教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくるために、子供が健やかに育つ環境の整備や未来をひらく教育の推進に取り組み、あらゆる問題に対して、互いに尊重し合い、協調しながら取り組むことのできる人を育成し、様々な主体の参画ができる社会構築を目指す。</p> <p>そこで、市民が心豊かな生活をすごすために、生涯を通じて常に興味や好奇心といった学びの向上心を保ち続けられる環境整備や、「一市民、一文化・ースポーツ・一ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成し、“育み・学び・認め合う「心豊かなまち」”習志野をつくる。</p>

新	旧
<p>(2) 地域毎の市街地像</p> <p>津田沼駅周辺は、周辺機能との調和に配慮した上で、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス機能等の集積を図るとともに、居住性も兼ね備えた中心市街地の形成を図る。このうち、津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。新津田沼駅北口地区は、<u>住民交流、商業・業務等を兼ね備えた複合市街地の維持に努める。</u>新津田沼駅南口地区は、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るとともに、津田沼駅周辺と一体的なまちづくりを促進する。</p> <p>新習志野駅周辺は、幕張新都心拡大地区とともに、<u>土地の高度利用など、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図る。</u></p> <p>京成電鉄各駅周辺は、地域の人々の日常的な買い物や交流、ふれあいの場、地域の拠点として活性化を図るとともに個店の魅力向上や楽しく買い物ができる環境整備等を推進し、地域に愛される特色と魅力ある地域商業地（商店街）づくりを促進する。</p> <p>谷津、花咲、津田沼、鷺沼、本大久保地区等の密集市街地については、生活道路等の整備を図り防災性の高い居住環境の創出を図る。</p> <p>袖ヶ浦、秋津、香澄地区等の計画的に整備された住宅市街地は、<u>世代構成の平準化を意識し、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生を促進する。</u></p> <p>臨海部の茜浜、芝園地区の工業地は、工業、業務、流通、文教、研究開発等の機能配置に基づく現在の土地利用を維持・保全する。</p> <p>内陸部の東習志野、実糲・屋敷地区の工業地は、住居系土地利用等と調和した工業地としてその機能を維持する。</p>	<p>2) 地域毎の市街地像</p> <p>津田沼駅周辺は、周辺機能との調和に配慮した上で、広域的な拠点性の高い商業・業務、サービス機能等の集積を図るとともに、居住性も兼ね備えた中心市街地の形成を図る。このうち、津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。新津田沼駅北口地区は、<u>市民交流、商業・業務等を兼ね備えた複合市街地の維持に努める。</u>新津田沼駅南口地区は、中心市街地にふさわしい都市機能の更新を図るとともに、津田沼駅周辺と一体的なまちづくりを促進する。</p> <p>新習志野駅周辺は、幕張新都心拡大地区とともに、<u>周辺機能との調和に配慮した上で、拠点性の高い商業・業務機能等を兼ね備えた地域商業地の形成を図る。</u></p> <p>京成電鉄各駅周辺は、地域の人々の日常的な買い物や交流、ふれあいの場、地域の拠点として活性化を図るとともに個店の魅力向上や楽しく買い物ができる環境整備等を推進し、地域に愛される特色と魅力ある地域商業地（商店街）づくりを促進する。</p> <p>谷津、花咲、津田沼、鷺沼、本大久保地区等の密集市街地については、生活道路等の整備を図り防災性の高い居住環境の創出を図る。</p> <p>袖ヶ浦、秋津、香澄地区等の計画的に整備された住宅市街地は、<u>良好な居住環境の維持、保全を図る。</u></p> <p>臨海部の茜浜、芝園地区の工業地は、工業、業務、流通、文教、研究開発等の機能配置に基づく現在の土地利用を維持・保全する。</p> <p>内陸部の東習志野、実糲・屋敷地区の工業地は、住居系土地利用等と調和した工業地としてその機能を維持する。</p>

新	旧												
	<p><u>2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針</u></p> <p><u>1) 区域区分の決定の有無</u></p> <p><u>本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>首都圏整備法にもとづく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和 44 年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、その後の計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。</u></p> <p><u>本区域は、東京に近接し早くから鉄道網が整備されるなどの立地条件から、高度経済成長と首都圏への人口集中が顕著になった昭和 30 年代以降に急激な人口増加が始まり、高密度な市街地形成やスプロール的な市街地の拡大をもたらした。</u></p> <p><u>平成 22 年以降、人口は概ね横ばいで推移しているが、世帯数の増加傾向は続いていることから、無秩序な市街化の防止とともに鉄道駅を中心とした集約型都市構造の形成を図るため、今後とも区域区分を継続する。</u></p> <p><u>2) 区域区分の方針</u></p> <p><u>① おおむねの人口</u></p> <p><u>本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>年次</th><th>平成 22 年</th><th>令和 7 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>都市計画区域内人口</u></td><td></td><td><u>約 165 千人</u></td><td><u>おおむね 168 千人</u></td></tr> <tr> <td><u>市街化区域内人口</u></td><td></td><td><u>約 162 千人</u></td><td><u>おおむね 165 千人</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>なお、令和 7 年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されている。</u></p>	区分	年次	平成 22 年	令和 7 年	<u>都市計画区域内人口</u>		<u>約 165 千人</u>	<u>おおむね 168 千人</u>	<u>市街化区域内人口</u>		<u>約 162 千人</u>	<u>おおむね 165 千人</u>
区分	年次	平成 22 年	令和 7 年										
<u>都市計画区域内人口</u>		<u>約 165 千人</u>	<u>おおむね 168 千人</u>										
<u>市街化区域内人口</u>		<u>約 162 千人</u>	<u>おおむね 165 千人</u>										

新	旧																									
	<p style="text-align: center;"><u>② 産業の規模</u> <u>本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">区分</th> <th style="text-align: center;">年次</th> <th style="text-align: center;">平成 22 年</th> <th style="text-align: center;">令和 7 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>生産規模</u></td> <td style="text-align: center;"><u>工業出荷額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 1,393 億円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 2,070 億円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>卸小売販売額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 2,174 億円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 3,840 億円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>就業構造</u></td> <td style="text-align: center;"><u>第一次産業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 0.3 千人 (0.4%)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>おおむね 0.4 千人 (0.5%)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第二次産業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 12.5 千人 (17.5%)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>おおむね 15.5 千人 (19.7%)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三次産業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>約 58.5 千人 (82.0%)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>おおむね 62.7 千人 (79.8%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>なお、令和 7 年においては、上表と合わせ千葉県全体で産業の規模が想定されている。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係</u></p> <p style="text-align: center;"><u>本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 7 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">年 次</th> <th style="text-align: center;">令和 7 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>市街化区域面積</u></td> <td style="text-align: center;"><u>おおむね 1,859 ha</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>(注) 市街化区域面積は、令和 7 年時点における保留人口フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。</u></p>	区分	年次	平成 22 年	令和 7 年	<u>生産規模</u>	<u>工業出荷額</u>	<u>約 1,393 億円</u>	<u>約 2,070 億円</u>	<u>卸小売販売額</u>	<u>約 2,174 億円</u>	<u>約 3,840 億円</u>	<u>就業構造</u>	<u>第一次産業</u>	<u>約 0.3 千人 (0.4%)</u>	<u>おおむね 0.4 千人 (0.5%)</u>	<u>第二次産業</u>	<u>約 12.5 千人 (17.5%)</u>	<u>おおむね 15.5 千人 (19.7%)</u>	<u>第三次産業</u>	<u>約 58.5 千人 (82.0%)</u>	<u>おおむね 62.7 千人 (79.8%)</u>	年 次	令和 7 年	<u>市街化区域面積</u>	<u>おおむね 1,859 ha</u>
区分	年次	平成 22 年	令和 7 年																							
<u>生産規模</u>	<u>工業出荷額</u>	<u>約 1,393 億円</u>	<u>約 2,070 億円</u>																							
	<u>卸小売販売額</u>	<u>約 2,174 億円</u>	<u>約 3,840 億円</u>																							
<u>就業構造</u>	<u>第一次産業</u>	<u>約 0.3 千人 (0.4%)</u>	<u>おおむね 0.4 千人 (0.5%)</u>																							
	<u>第二次産業</u>	<u>約 12.5 千人 (17.5%)</u>	<u>おおむね 15.5 千人 (19.7%)</u>																							
	<u>第三次産業</u>	<u>約 58.5 千人 (82.0%)</u>	<u>おおむね 62.7 千人 (79.8%)</u>																							
年 次	令和 7 年																									
<u>市街化区域面積</u>	<u>おおむね 1,859 ha</u>																									

新	旧
<p>2 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 都市づくりの基本方針</p> <p>①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針</p> <p>津田沼駅周辺を広域拠点、新習志野駅及び京成電鉄各駅周辺を地域拠点として位置付け、拠点性の高い<u>コンパクトなまちづくりを推進し、商業・業務・サービス機能等の集積を図る。</u></p> <p>また、それら拠点間をつなぐ都市計画道路などの道路網の整備を推進するとともに、バス等の公共交通の利便性を高めることで生活に必要な交通<u>ネットワーク</u>機能の強化を図る。</p> <p>老朽化が進む公共施設については、複合化や多機能化により、拠点への集約を図る。</p> <p>さらに、超高齢社会に突入し、加えて年少人口の減少が続いていることを踏まえ、駅等生活関連施設を中心としたバリアフリー化の推進や、子育て支援施設の充実を図る。</p> <p>②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針</p> <p>本区域の臨海部においては、東関東道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、広域幹線道路のポテンシャルを生かして倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような産業構造の転換に対応しながら、臨海部の工業地については、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。</p> <p>③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針</p> <p><u>市庁舎や消防庁舎等については、災害時における円滑な災害対策業務を掌る防災拠点として機能の充実を図る。</u></p> <p><u>また、災害時の一時避難場所、火災の延焼防止等の役割や救援活動の拠点として重要な役割を持つ近隣公園については、引き続き整備を推進する。</u></p> <p>都市計画道路については、交通処理機能だけでなく、災害時における避難路、延焼抑制・遅延機能、また物資輸送路として機能することから、整備を推進する。</p> <p>家屋については、不燃化・耐震化を促進するとともに、ブロック塀の倒壊等に対する安全性を確保する等、災害時の被害の軽減を図る。</p>	<p>3. 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 都市づくりの基本方針</p> <p>①集約型都市構造に関する方針</p> <p>津田沼駅周辺を広域拠点、新習志野駅及び京成電鉄各駅周辺を地域拠点として位置付け、拠点性の高い商業・業務・サービス機能等の集積を図る。</p> <p>また、それら拠点間をつなぐ都市計画道路などの道路網の整備を推進するとともに、バス等の公共交通の利便性を高めることで<u>市民生活に必要な交通機能の強化を図る。</u></p> <p>老朽化が進む公共施設については、複合化や多機能化により、拠点への集約を図る。</p> <p>さらに、超高齢社会に突入し、加えて年少人口の減少が続いていることを踏まえ、駅等生活関連施設を中心としたバリアフリー化の推進や、子育て支援施設の充実を図る。</p> <p>②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針</p> <p>本区域の臨海部においては、東関東<u>自動車</u>道など広域幹線道路に面する地域特性から、製造業等が集積する工業地が形成されており、近年では、広域幹線道路のポテンシャルを生かして倉庫業や物流業の立地ニーズも高まっている。このような産業構造の転換に対応しながら、臨海部の工業地については、今後も工業・流通業務の拠点として集積を図る。</p> <p>③都市の防災及び減災に関する方針</p> <p><u>様々な災害に対応した防災拠点の確保を図るため、市庁舎と消防庁舎の防災機能の充実を図るとともに、習志野緑地及び谷津近隣公園については、復旧活動、援護活動等を支援する防災拠点として位置づける。</u></p> <p>都市計画道路については、交通処理機能だけでなく、災害時における避難路、延焼抑制・遅延機能、また物資輸送路として機能することから、整備を推進する。</p> <p>家屋については、不燃化・耐震化を促進するとともに、ブロック塀の倒壊等に対する安全性を確保する等、災害時の被害の軽減を図る。</p>

新	旧
<p>液状化現象が想定される地区については、液状化対策に努める。</p> <p>土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。</p> <p>このほか、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、<u>ハザードマップの作成や避難体制の整備等のソフト対策を含めた防災・減災対策を促進するとともに、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。</u></p> <p>④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針</p> <p><u>公園や緑地の他、谷津千潟や東京湾等の貴重な水辺空間、樹林地や農地等の保全を図りつつ、居心地がよく歩きたくなるまちなかなど、質の高い生活環境を推進する。</u></p> <p><u>また、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化、リサイクルや再利用などの資源循環型社会の構築により、カーボンニュートラルの実現を目指す。</u></p>	<p>液状化現象が想定される地区については、液状化対策に努める。</p> <p>土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努める。</p> <p>このほか、近年頻発する集中豪雨等による都市型水害に対しては、<u>治水対策を推進するとともに、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図る。</u></p> <p>④低炭素都市づくりに関する方針</p> <p><u>低炭素型の都市構造の構築に向けて、集約型都市構造の形成や公共交通の利用促進、公共施設における再生可能エネルギーの導入及び電力の有効活用、都市計画道路等の計画的な整備による渋滞緩和、また公共施設の改築や民間開発事業及び工場等における敷地内緑化や沿道等の緑化推進等、環境負荷の軽減や地球温暖化ガスの縮減に向けた取組により、持続可能な低炭素都市づくりを推進する。</u></p>
<p>(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>a 業務地</p> <p>京成津田沼駅周辺には、官公庁施設等が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後とも業務地としての機能の充実を図るべき区域として業務地を配置する。</p> <p>b 商業地</p> <p>ア. 中心商業地</p> <p>津田沼駅及び新津田沼駅周辺は、<u>JR</u>総武線及び<u>京成電鉄松戸線</u>（以下「<u>京成松戸線</u>」といふ。）の結節点として交通上重要な位置を占めており、広域的な商業活動を展開している。今後も本地区を業務、文化等の機能を有する広域商業地として位置づけ、中心商業地として配置する。</p> <p>イ. 一般商業地</p> <p>新習志野駅周辺は拠点性の高い商業・業務機能等を有する地域商業地として配置する。また、京成電鉄各駅周辺は、地</p>	<p>2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要用途の配置の方針</p> <p>a 業務地</p> <p>京成津田沼駅周辺には、官公庁施設等が集積し、本区域の中心業務地を形成しており、今後とも業務地としての機能の充実を図るべき区域として業務地を配置する。</p> <p>b 商業地</p> <p>ア. 中心商業地</p> <p>津田沼駅及び新津田沼駅周辺は、<u>東日本旅客鉄道</u>総武線及び<u>新京成電鉄新京成線</u>の結節点として交通上重要な位置を占めており、広域的な商業活動を展開している。今後も本地区を業務、文化等の機能を有する広域商業地として位置づけ、中心商業地として配置する。</p> <p>イ. 一般商業地</p> <p>新習志野駅周辺は拠点性の高い商業・業務機能等を有する地域商業地として配置する。また、京成電鉄各駅周辺は、地</p>

新	旧
<p>域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。</p> <p>c 工業地 東習志野、実糸・屋敷地区の既存工業地は、今後も工業地として一部を除き維持する。 また、千葉港習志野地区埋立地の茜浜地区には、本区域の内陸部に散在する工場等を移転し、企業の集団化を図った工業地があり、今後も工業地として維持する。</p> <p>d 流通業務地 千葉港習志野地区埋立地の東関東道以南の芝園地区と茜浜地区に流通業務地を配置する。</p> <p>e 住宅地 津田沼駅周辺地区では、土地のポテンシャルに見あった建築物の高度化を促進し、商業・業務核とバランスのとれた土地利用が進められるように、主として中高層住宅地を配置する。 京成津田沼、京成大久保及び実糸駅周辺では、老朽住宅の更新、商業機能の集約化にあわせて、土地の高度利用を図るため、中層住宅地を配置する。 第1次、第2次埋立地の袖ヶ浦、秋津、香澄地区及び谷津地区の一部については、中層及び低層の良好な住宅地を配置する。 その他の地区については、都市基盤施設整備を進めつつ、現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地を配置する。</p>	<p>域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。</p> <p>c 工業地 東習志野、実糸・屋敷地区の既存工業地は、今後も工業地として一部を除き維持する。 また、千葉港習志野地区埋立地の茜浜地区には、本区域の内陸部に散在する工場等を移転し、企業の集団化を図った工業地があり、今後も工業地として維持する。</p> <p>d 流通業務地 千葉港習志野地区埋立地の東関東自動車道以南の芝園地区と茜浜地区に流通業務地を配置する。</p> <p>e 住宅地 津田沼駅周辺地区では、土地のポテンシャルに見あった建築の高度化を行い、商業・業務核とバランスのとれた土地利用が進められるように、主として中高層住宅地を配置する。 京成津田沼、京成大久保及び実糸駅周辺では、老朽住宅の更新、商業機能の集約化にあわせて、土地の高度利用を図るため、中層住宅地を配置する。 第1次、第2次埋立地の袖ヶ浦、秋津、香澄地区及び谷津地区の一部については、中層及び低層の良好な住宅地を配置する。 その他の地区については、都市基盤施設整備を進めつつ、現況宅地の環境向上を図り、良好な住宅地を配置する。</p>
<p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地並びに新習志野駅周辺、京成電鉄各駅周辺の一般商業地は、商業・業務機能の集積を図る地区として高密度利用を図る。</p> <p>b 住宅地 鉄道各駅の商業地の周辺地区、袖ヶ浦西地区及び谷津駅南側の一部地区については、日常生活圏に必要な機能を確保するため高密度利用を図る。また、秋津・香澄の北部地区については</p>	<p>② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>a 商業・業務地 本区域の中心核として育成を図る中心商業地及び業務地並びに新習志野駅周辺、京成電鉄各駅周辺の一般商業地は、商業・業務機能の集積を図る地区として高密度利用を図る。</p> <p>b 住宅地 鉄道各駅の商業地の周辺地区、袖ヶ浦西地区及び谷津駅南側の一部地区については、日常生活圏に必要な機能を確保するため高密度利用を図る。また、秋津・香澄の北部地区については</p>

新	旧
<p>中層低密度地区としての利用を図る。 既成市街地内の谷津、藤崎、鷺沼台及び花咲地区等の住宅地は低層低密度<u>地区としての</u>利用を図る。</p>	<p>中層低密度地区としての利用を図る。 既成市街地内の谷津、藤崎、鷺沼台及び花咲地区等の住宅地は低層・低密度利用を図る。</p> <p>③ 市街地における住宅建設の方針</p> <p>a 住宅建設の目標</p> <p>本区域の一般世帯の世帯規模は2.35人／世帯(平成22年)と、千葉県平均2.47人／世帯に比べて低い水準を示しており、核家族世帯や高齢夫婦世帯等の割合の増加とともに、本区域における世帯数は依然として増加傾向にある。</p> <p>世帯数の増加に伴う新規の住宅需要を充足し、かつ、居住水準の向上を図るため、すべての住民が、その家族構成、世帯成長、居住する地域の特性等に応じ、良好な居住環境の下に安定した生活を営むに足りる住宅を確保することができるよう、住宅建設の目標を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き千葉県住生活基本計画に定められた誘導居住面積水準の達成世帯数の向上を目指す。また、できる限り早期に、すべての世帯が最低居住面積水準を確保できるよう努める。 ・日照、通風、採光等の衛生上又は安全上支障のない水準の確保、騒音、大気汚染、悪臭等に関して支障のない水準の確保等、低水準の居住環境の解消及び良好な居住環境の確保に努めるものとする。 ・世帯の増加、住替え等により生ずる住宅需要に見合った住宅の供給を図るものとする。 <p>b 住宅建設のための施策の概要</p> <p>居住水準及び居住環境等の総合的な住宅施策を展開するため、住生活基本計画に基づき、住生活の安定の確保及び質の向上を目指しつつ、超高齢社会に十分対応したものとする。</p> <p>公共賃貸住宅の供給を必要とする者に的確に行われるよう、入居管理及び家賃の適正化を進め、その配分の合理化を図るものとする。</p> <p>市営住宅及びその他の公的住宅について、老朽化しているものは、民間施設の活用を検討するとともに、建て替えや長寿命化を図り、居住環境の向上と住宅の供給に努める。</p> <p>良質な住宅ストックの形成に資するため、住宅の建設、取得について効率的に資金上の援助等を行えるよう努めるものとする。</p>

新	旧
<p>③ 市街地の土地利用の方針</p> <p>ア. 土地の高度利用に関する方針</p> <p>津田沼駅周辺については、事業者・大学等との連携により、今後も本区域の「玄関」として商業・業務・文化機能等の集積が図られるよう、土地の高度利用の促進を図る。<u>また、周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。</u></p> <p>新習志野駅周辺及び京成電鉄各駅周辺については、多様な都市機能を集積し、魅力的な駅前空間の機能充実の促進を図る。</p> <p>イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p><u>住宅が密集している既成市街地については、都市基盤施設等の適切な改善により、良好な市街地の形成を図る。</u></p> <p>また、袖ヶ浦地区など入居世帯の高齢化が進展している大規模な住宅団地においては、まちの再生に向けた事業を促進する。</p> <p>防災、衛生、景観等において課題となる空家等については、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法</u>に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。</p> <p>ウ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>市街地内に残された緑や生産緑地及び保存樹木を保護・保全し、緑空間の確保を図る。また、これらの緑空間と調和しなが</p>	<p><u>計画的な住宅建設を居住環境整備の一環として位置づけ、その推進を図るとともに、低水準の居住環境を形成するおそれのある住宅建設については、その抑制に努めるものとする。</u></p> <p><u>既成市街地において、適切に土地の高度利用を図りつつ、良質な市街地住宅の供給を促進するものとする。</u></p> <p><u>また、土地の有効利用を促進するものとする。</u></p> <p><u>住宅建設及び宅地開発に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備を推進し、良好な居住環境及び生活の利便を確保するものとする。</u></p> <p>④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針</p> <p>ア. 土地の高度利用に関する方針</p> <p>津田沼駅周辺については、事業者・大学等との連携により、今後も本区域の「玄関」として商業・業務機能の集積が図られるよう、土地の高度利用の促進を図る。</p> <p>谷津駅北口周辺については、駅前空間機能等の充実や、商業基盤の整備並びに土地の高度利用の促進を図る。</p> <p>京成大久保駅北口周辺については、商店街の活性化等による地域拠点の形成や土地の高度利用の促進を図る。</p> <p>イ. 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p><u>京成大久保駅周辺については、密集した住宅地が形成しているので、都市基盤施設の整備を進めながら、市街地開発事業等により、居住環境の改善と土地の高度利用を図る。</u></p> <p><u>谷津、津田沼、鷺沼、花咲、大久保、本大久保及び新栄地区の住宅密集地区については、都市防災機能の向上を図るため、建物の不燃化の促進や道路・公園等の都市基盤施設の整備を進める。</u></p> <p>また、袖ヶ浦地区など入居世帯の高齢化が進展している大規模な住宅団地においては、まちの再生に向けた事業を促進する。</p> <p>防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、<u>空き家対策特別措置法</u>に基づき適正な管理を促すなどし、居住環境の改善や維持を図る。</p> <p>ウ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>市街地内に残された緑や生産緑地及び保存樹木を保護・保全し、緑空間の確保を図る。また、これらの緑空間と調和しなが</p>

新	旧
<p>ら良好な景観をもつ市街地の形成・維持を図るため、景観計画や地区計画制度の活用等により適切な土地利用の誘導を図る。</p> <p>エ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>公共・公益施設の再建設等にあたっては、施設の複合化や防災機能等の多機能化を図る。また、公共施設跡地等については、周辺の土地利用に配慮した用途転換を図る。</u></p> <p>東習志野、実穂・屋敷地区の既存工業地の一部は、住居等への土地利用転換が進行していることから、良好な居住環境の創出と既存の操業環境の保全を図るために、適切に用途転換を図る。</p> <p>東関東道南側については、地区計画制度の活用等により住工混在を防止した土地利用を図る。</p> <p>④ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針 藤崎・鷺沼台地区、屋敷・実穂本郷地区及び実穂地区に広がる農地の一部は、本区域にとって貴重な農地であり、自然的環境の基盤ともなることから、その集団性を維持するように努める。</p> <p>イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び<u>土砂災害特別警戒区域等</u>の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</p> <p>ウ. 自然的環境の形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域における貴重な自然環境であるとともに、貴重な生態系の保全に寄与している谷津干潟及び実穂自然保護地区等については、今後も保全を図る。</p> <p>エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 <u>インターチェンジ周辺、幹線道路沿線等のポテンシャルの高い地域や、既存工業団地等に隣接した区域においては、産業系の土地利用について適切な誘導を図る。</u></p>	<p>ら良好な景観をもつ市街地の形成・維持を図るため、景観計画や地区計画制度の活用等により適切な土地利用の誘導を図る。</p> <p>イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 <u>新津田沼駅南口周辺の低未利用地については、津田沼駅周辺と一緒に、中心市街地としての商業・業務機能の集積を図る地区として、駅前にふさわしい土地利用を誘導し、適切な用途転換を図る。</u> <u>その他の公共施設跡地等については、他の公共用地又は住宅地等としての用途転換を進める。</u></p> <p>東習志野、実穂・屋敷地区の既存工業地の一部は、住居等への土地利用転換が進行していることから、良好な居住環境の創出と既存の操業環境の保全を図るために、適切に用途転換を図る。</p> <p>東関東自動車道南側については、地区計画制度の活用等により住工混在を防止した土地利用を図る。</p> <p>⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針</p> <p>ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針 <u>鷺沼地区、</u>藤崎・鷺沼台地区、屋敷・実穂本郷地区及び実穂地区に広がる農地の一部は、本区域にとって貴重な農地であり、自然環境の基盤ともなることから、その集団性を維持するように努める。</p> <p>イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。</p> <p>ウ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域における貴重な自然環境であるとともに、貴重な生態系の保全に寄与している谷津干潟及び実穂自然保護地区等については、今後も保全を図る。</p> <p>エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 <u>市街化区域に囲まれた地区等</u>については、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、<u>住宅地を基本として</u>計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。</p>

新	旧
<p>また、<u>開発気運の高まりが見られる地区</u>については、地権者や當農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、計画的かつ秩序ある土地利用を図ることとする。</p> <p>なお、千葉県全体で令和<u>17</u>年の人口フレームの一部が保留されている。については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲のなかで、農林業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。</p> <p>(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は船橋市と千葉市の間に位置し、北東から南西に長い地形を有している。京葉地区における重要な交通上の位置を占め、都市間連絡交通の要衝となっている。</p> <p>本区域の交通をとりまく環境は、鉄道網として<u>JR</u>総武線、<u>JR</u>京葉線、京成本線が東西に縦貫し、<u>京成松戸線</u>は内陸に向い伸びている。</p> <p>一方、広域道路網としては東関東道、京葉道路、国道14号、同296号、同357号、主要地方道長沼船橋線及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線などによって形成されている。</p> <p>近年、これらの広域道路網を利用する通過交通量に大きな変化は見られないが、依然として南北の幹線道路のネットワークは十分ではなく、生活道路への通過交通の流入が見られる。</p> <p>また、地域性の面から首都圏のベッドタウンとして市街化が進み地域交通量も増加しており、居住水準の向上という点からも道路空間の充実が望まれる。</p> <p>このことから、本区域における都市の将来像及び交通特性を踏まえて、将来目指すべき交通体系整備の基本的な方針を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車交通と公共交通の適正な分担を図る。 ②土地利用計画と調和した交通体系の整備を図る。 ③骨格となる道路とこれに接続する生活道路の一体的整備を図る。 ④高齢者・子供などに対する安全性に配慮した地区内交通の整備を図る。 ⑤高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に配慮した、総合的 	<p>なお、千葉県全体で令和<u>7</u>年の人口フレームの一部が保留されている。</p> <p>については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった地区について、保留された人口フレームの範囲のなかで、農林業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。</p> <p>(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 交通施設の都市計画の決定の方針</p> <p>a 基本方針</p> <p>ア. 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は船橋市と千葉市の間に位置し、北東から南西に長い地形を有している。京葉地区における重要な交通上の位置を占め、都市間連絡交通の要衝となっている。</p> <p>本区域の交通をとりまく環境は、鉄道網として<u>東日本旅客鉄道</u>総武線、<u>東日本旅客鉄道</u>京葉線、<u>京成電鉄</u>京成本線が東西に縦貫し、<u>新京成線</u>は内陸に向い伸びている。</p> <p>一方、広域道路網としては東関東<u>自動車道</u>、京葉道路、国道14号、同296号、同357号、主要地方道長沼船橋線及び主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線などによって形成されている。</p> <p>近年、これらの広域道路網を利用する通過交通量に大きな変化は見られないが、依然として南北の幹線道路のネットワークは十分ではなく、生活道路への通過交通の流入が見られる。</p> <p>また、地域性の面から首都圏のベッドタウンとして市街化が進み地域交通量も増加しており、居住水準の向上という点からも道路空間の充実が望まれる。</p> <p>このことから、本区域における都市の将来像及び交通特性を踏まえて、将来目指すべき交通体系整備の基本的な方針を次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車交通と公共交通の適正な分担を図る。 ②土地利用計画と調和した交通体系の整備を図る。 ③骨格となる道路とこれに接続する生活道路の一体的整備を図る。 ④高齢者・子供などに対する安全性に配慮した地区内交通の整備を図る。 ⑤高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に配慮した、総合的

新	旧
<p>なバリアフリー化整備を図る。 ⑥安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。</p> <p>なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。</p> <p>イ. 整備水準の目標 【道路、鉄道、バス等】 交通体系の基本方針に基づき、<u>公共交通機関の充実</u>、道路体系の整備に努めるものとするが、特に市街地の発展にあわせた道路網の確立を図る。 また、現在、市街地面積に対し、約 $1.6 \text{ km} / \text{km}^2$（令和2年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針 ア. 道路 高規格道路である東関東道及び広域的な幹線道路である京葉道路並びに国道357号と有機的に結びついた幹線道路網として<u>都市計画道路</u>3・3・3号藤崎茜浜線の整備を推進するとともに、鉄道による道路交通への影響を解消し、都市間を結ぶ広域幹線道路として<u>都市計画道路</u>3・3・1号東習志野実糀線や、これに接続する千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線の整備を推進する。 また、道路網の段階構成を積極的に進め、交通の整流化、居住環境の維持保全に努める目的で、前記の幹線道路の整備にあわせ、地域交通の円滑な処理と幹線道路等の連絡を図る<u>都市計画道路</u>3・4・4号藤崎花咲線、3・4・11号大久保鷺沼台線、3・4・8号菊田台谷津線、<u>3・4・9号谷津鷺沼線</u>及び<u>3・4・24号鷺沼線</u>の整備を促進する。さらに、慢性的な交通渋滞が発生している湾岸地域においては、湾岸地域のポテンシャルを十分發揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るために、<u>高規格道路となる新湾岸道路の計画を促進する。</u> <u>都市計画道路</u>3・4・8号菊田台谷津線、<u>3・4・9号谷津鷺沼線</u>及び<u>3・4・24号鷺沼線</u>については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために、<u>無電柱化の促進を図る。</u></p>	<p>なバリアフリー化整備を図る。 ⑥安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。</p> <p>なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、見直しを行う。</p> <p>イ. 整備水準の目標 【道路輸送機関の整備充実】 交通体系の基本方針に基づき、<u>公共交通機関の充実</u>、道路体系の整備に努めるものとするが、特に市街地の発展にあわせた道路網の確立を図る。 また、現在、市街地面積に対し、約 $1.6 \text{ km} / \text{km}^2$（平成27年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。</p> <p>b. 主要な施設の配置の方針 ア. 道路 高規格道路である東関東自動車道及び広域的な幹線道路である京葉道路並びに国道357号と有機的に結びついた幹線道路網として3・3・3号藤崎茜浜線の整備を推進するとともに、鉄道による道路交通への影響を解消し、都市間を結ぶ広域幹線道路として3・3・1号東習志野実糀線や、これに接続する千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線の整備を推進する。 また、道路網の段階構成を積極的に進め、交通の整流化、居住環境の維持保全に努める目的で、前記の幹線道路の整備にあわせ、地域交通の円滑な処理と幹線道路等の連絡を図る3・4・4号藤崎花咲線、3・4・11号大久保鷺沼台線及び3・4・8号菊田台谷津線の整備を促進する。さらに、慢性的な交通渋滞が発生している湾岸地域においては、湾岸地域のポテンシャルを十分發揮させ、生産性の向上や更なる活性化を図るために、<u>規格の高い道路計画を促進する。</u></p>

新	旧
<p>そのほか、JR、京成電鉄の各駅については交通結節点としての機能強化を図り、各地区の拠点としてふさわしい空間形成を進めるため、駅前広場も含め整備の促進を図る。特に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整備地区に位置付けた「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」のバリアフリー化整備を促進する。</p> <p>イ. 鉄道 鉄道の安全性の向上と道路の交通混雑緩和を図るために、<u>都市計画道路の整備により、道路と鉄道の立体交差化を推進する。</u> <u>また、鉄道による地域分断を改善するため、回遊性の向上やバリアフリー化に向けた取組みを促進する。</u></p> <p>ウ. 駐車場 ・自動車駐車場 JR及び京成電鉄の各駅周辺の道路交通の円滑化、都市活動の活性化等を促すため、交通規制や道路整備の状況を踏まえ、官民役割分担を考慮した中で、それぞれの鉄道駅の交通特性と駐車需要を勘案した駐車場の確保に努める。 特に津田沼駅周辺地区においては、官民の適切な役割分担のもとに、民間の駐車施設を増大させるための施策を促進する。</p> <p>・自転車等駐車場 自転車等の放置を防止し、道路、駅前広場等の都市交通施設が、本来の機能を妨げられることがないように、各自転車等駐車場の利用状況を分析し、自転車等駐車場の適正配置に努めるとともに、改修・更新を促進する。</p> <p>c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。</p>	<p>そのほか、東日本旅客鉄道、京成電鉄の各駅については交通結節点としての機能強化を図り、各地区の拠点としてふさわしい空間形成を進めるため、駅前広場も含め整備の促進を図る。特に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整備地区に位置付けた「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」のバリアフリー化整備を促進する。</p> <p>イ. 鉄道 鉄道の安全性の向上と道路の交通混雑緩和を図るために、道路の立体交差化を<u>促進</u>する。</p> <p>ウ. 駐車場 ・自動車駐車場 東日本旅客鉄道及び京成電鉄の各駅周辺の道路交通の円滑化、都市活動の活性化等を促すため、交通規制や道路整備の状況を踏まえ、官民役割分担を考慮した中で、それぞれの鉄道駅の交通特性と駐車需要を勘案した駐車場の確保に努める。 特に津田沼駅周辺地区においては、官民の適切な役割分担のもとに、民間の駐車施設を増大させるための施策を促進する。</p> <p>・自転車駐車場 自転車等の放置を防止し、道路、駅前広場等の都市交通施設が、本来の機能を妨げられることがないように、各自転車等駐車場の利用状況を分析し、自転車等駐車場の適正配置に<u>努める</u>。</p> <p>c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設等は、次のとおりとする。</p>

新		旧	
主要な施設	名 称 等	主要な施設	名 称 等
道 路 ・ 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的連絡機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・3・1号東習志野実粋線 都市計画道路 3・3・3号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・4・4号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7号浜宿線 都市計画道路 3・4・8号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・9号谷津鷺沼線 都市計画道路 3・4・11号大久保鷺沼台線 都市計画道路 3・5・18号藤崎実粋線 都市計画道路 3・4・24号鷺沼線 ・ 駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> 津田沼駅南口駅前広場 	道 路 ・ 駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的連絡機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・3・1号東習志野実粋線 都市計画道路 3・3・3号藤崎茜浜線 ・ 市内各拠点の連絡強化 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・4・4号藤崎花咲線 都市計画道路 3・4・7号浜宿線 都市計画道路 3・4・8号菊田台谷津線 都市計画道路 3・4・11号大久保鷺沼線 都市計画道路 3・5・18号藤崎実粋線 ・ 駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> 津田沼駅南口駅前広場 京成大久保駅北口駅前広場
(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。			(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。
<p>② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p>a 基本方針</p> <p>ア. 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>[下水道]</p> <p>下水道は、本区域の生活環境の向上を図ること並びに水資源の確保、自然環境の保護など、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで必要不可欠な都市施設である。</p> <p>本区域の大部分は東京湾をその排出先としており、千葉県において、東京湾流域別下水道整備総合計画が策定され、この計画に基づき、本区域の都市化にあわせて、効率的な施設整備に努める。</p> <p>また、広域的な公共用水域の水質保全を図るうえで、下水道の污水管の整備や津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入に努めるとともに、局地的な集中豪雨、都市化の動向や生活様式の改善等による雨水の流出傾向の変化に対応し、浸水の防止等に努める。</p>			

新	旧
<p>[河川] 本区域には、菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の 2 級河川がある。 各河川は、全て改修されており、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、今後は高潮対策を推進する。 また、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努めるとともに、市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じる。</p> <p>イ. 整備水準の目標 [下水道]</p> <p>(1) 汚水 <u>市街化区域における污水・合流管きょの整備は概成している。</u> <u>今後は、市街化調整区域を含む既存住宅等を対象に整備を進め、おおむね 10 年以内に市全域の居住区域について、下水道による污水处理が可能となるような水準を目標とする。</u> <u>污水处理については、「千葉県汚水処理広域化・共同化計画」等に基づき津田沼処理区の印旛沼流域下水道への編入を進め、恒久的な公共用水域の環境基準達成に努める。</u></p> <p>(2) 雨水 <u>雨水管きょ等の整備を順次進める。</u></p> <p>[河川] 高潮対策を推進する。</p> <p>b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流及び合流式とし、印旛処理区、津田沼処理区及び高瀬処理区の 3 処理区で整備を進める。</p> <p>(1) 印旛処理区は印旛沼流域関連公共下水道として整備を促進する。污水については、印旛沼流域下水道西部幹線及び西部第二幹線に流入させ、印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場にて高度処理し、雨水については、浜田川雨水幹線及び東習志野雨水幹線等により排除する。</p>	<p>[河川] 本区域には、菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の 2 級河川がある。 各河川は、全て改修されており、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしているが、今後は高潮対策を推進する。 また、流域が本来有している保水遊水機能の確保に努めるとともに、市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じる。</p> <p>イ. 整備水準の目標 [下水道]</p> <p><u>目標年次の令和 7 年には、人口の稠密な既成市街地を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。</u> <u>また、おおむね 20 年後には市街化区域の全区域についての処理が可能となるような水準を目標とするとともに、高度処理の導入により公共水域の環境基準達成に寄与する。</u> <u>なお、污水处理施設については、「千葉県全県域污水处理適正処理構想」にもとづき、アクションプランを作成し、令和 5 年度末の概成に向け、整備を進める。</u></p> <p>[河川] 高潮対策を推進する。</p> <p>b 主要な施設の配置の方針 ア. 下水道 本区域の下水道は分流及び合流式とし、印旛処理区、津田沼処理区及び高瀬処理区の 3 処理区で整備を進める。</p> <p>(1) 印旛処理区は印旛沼流域関連公共下水道として整備を促進する。污水については、印旛沼流域下水道西部幹線及び西部第二幹線に流入させ、印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場にて高度処理し、雨水については、浜田川雨水幹線及び東習志野雨水幹線等により排除する。</p>

新	旧				
<p>(2) 津田沼処理区は分流及び合流式の単独公共下水道として整備を継続しつつ、段階的に印旛沼流域下水道への編入を促進する。雨水については、菊田川及び谷津川へ排除する。</p> <p>(3) 高瀬処理区は地形上山側の区域を合流式、海側の区域を分流式に区分し単独公共下水道として整備を促進し、汚水は船橋市の高瀬下水処理場で高度処理をし、雨水については高瀬川に排除する。</p> <p>イ. 河川 菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、水門及び排水機場の整備を推進する。 また、市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減に努める。</p> <p>c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) 津田沼処理区は分流及び合流式の単独公共下水道として整備を促進し、汚水は津田沼浄化センターで高度処理し、雨水については菊田川及び谷津川へ排除する。</p> <p>(3) 高瀬処理区は地形上山側の区域を合流式、海側の区域を分流式に区分し単独公共下水道として整備を促進し、汚水は船橋市の高瀬下水処理場で高度処理をし、雨水については高瀬川に排除する。</p> <p>イ. 河川 菊田川、支川菊田川、谷津川及び高瀬川の高潮対策のため、水門及び排水機場の整備を推進する。 また、市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮し、雨水貯留浸透施設の配置による流出抑制策など水循環に配慮した総合的な治水対策を講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。</p> <p>c 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</p>				
都市施設	名 称 等				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">下水道</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管きよの整備・区域編入 ・単独公共下水道 津田沼処理区の汚水・合流管きよの整備・区域編入 津田沼浄化センターの改築 高瀬処理区の汚水・雨水・合流管きよの整備 </td></tr> </table>	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管きよの整備・区域編入 ・単独公共下水道 津田沼処理区の汚水・合流管きよの整備・区域編入 津田沼浄化センターの改築 高瀬処理区の汚水・雨水・合流管きよの整備 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">下水道</td><td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管渠の整備 ・単独公共下水道 津田沼処理区の合流管渠、汚水遮集幹線、放流幹線の整備及び津田沼浄化センターの増設 高瀬処理区の汚水・合流管渠の整備 </td></tr> </table>	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管渠の整備 ・単独公共下水道 津田沼処理区の合流管渠、汚水遮集幹線、放流幹線の整備及び津田沼浄化センターの増設 高瀬処理区の汚水・合流管渠の整備
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管きよの整備・区域編入 ・単独公共下水道 津田沼処理区の汚水・合流管きよの整備・区域編入 津田沼浄化センターの改築 高瀬処理区の汚水・雨水・合流管きよの整備 				
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・流域関連公共下水道 印旛処理区の汚水・雨水管渠の整備 ・単独公共下水道 津田沼処理区の合流管渠、汚水遮集幹線、放流幹線の整備及び津田沼浄化センターの増設 高瀬処理区の汚水・合流管渠の整備 				
<p>(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。</p> <p>③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 健全で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要なその他の公共施設について、長期的な展望に立ち</p>					

新	旧												
<p><u>整備を図る。</u></p> <p><u>b 主要な施設の配置の方針</u> <u>ア. ごみ焼却場</u> <u>脱炭素社会を実現するために、効果的に温室効果ガスの排出量を削減する適切な施設整備を図る。</u></p> <p><u>c 主要な施設の整備目標</u> <u>おおむね 10 年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">都市施設</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">名 称 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">ごみ焼却場</td><td style="padding: 2px;"><u>・習志野市芝園清掃センター</u></td></tr> </tbody> </table>	都市施設	名 称 等	ごみ焼却場	<u>・習志野市芝園清掃センター</u>									
都市施設	名 称 等												
ごみ焼却場	<u>・習志野市芝園清掃センター</u>												
<p>(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>ア. 津田沼駅周辺地区 津田沼駅周辺については、市街地再開発事業により、商業・業務・文化機能等が充実した中心市街地として、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。</p> <p>イ. 鶩沼地区 <u>鶩沼地区については、土地区画整理事業により、緑豊かで防災機能を兼ね備えた都市型住宅・商業・教育・福祉機能が複合した土地利用を目指し、良好な新市街地の形成を図る。</u></p> <p>② 市街地整備の目標 おおむね 10 年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事業名等</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">地 区 名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">市街地再開発事業</td><td style="padding: 2px;">・津田沼駅南口地区</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地区画整理事業</td><td style="padding: 2px;"><u>・鶩沼地区</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。</p>	事業名等	地 区 名 称	市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区	土地区画整理事業	<u>・鶩沼地区</u>	<p>4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>① 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>ア. 津田沼駅周辺地区 津田沼駅周辺については、市街地再開発事業<u>及び土地区画整理事業</u>により、商業・業務・文化機能等が充実した中心市街地として、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。</p> <p>② 市街地整備の目標 おおむね 10 年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事業名等</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">地 区 名 称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">市街地再開発事業</td><td style="padding: 2px;">・津田沼駅南口地区</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地区画整理事業</td><td style="padding: 2px;"><u>・新津田沼駅南口地区</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。</p>	事業名等	地 区 名 称	市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区	土地区画整理事業	<u>・新津田沼駅南口地区</u>
事業名等	地 区 名 称												
市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区												
土地区画整理事業	<u>・鶩沼地区</u>												
事業名等	地 区 名 称												
市街地再開発事業	・津田沼駅南口地区												
土地区画整理事業	<u>・新津田沼駅南口地区</u>												

新	旧																
<p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>本区域は、東京湾沿岸低地と下総台地の南東縁にわたる平坦な土地であり、藤崎地区には県指定史跡の堀込貝塚、鷺沼地区には鷺沼古墳等の歴史的意義の高いものがある。自然的環境では、本区域に点在する寺社境内地や斜面地の樹林及び谷津地区の干潟の他に、里山的自然として実穂地区に一部残っているにすぎない。</p> <p>また、公共空地では都市公園 <u>118.61 h a</u> が整備されているが、その整備水準は低い。</p> <p>以上のことから本区域の緑地の特質を考慮して環境保全、レクリエーション、防災、景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を定め、自然的環境の保全及び公共空地系統を整備することを基本方針とする。</p>	<p>5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>① 基本方針</p> <p>本区域は、東京湾沿岸低地と下総台地の南東縁にわたる平坦な土地であり、藤崎地区には県指定史跡の堀込貝塚、鷺沼地区には鷺沼古墳等の歴史的意義の高いものがある。自然的環境では、本区域に点在する寺社境内地や斜面地の樹林及び谷津地区の干潟の他に、里山的自然として実穂地区に一部残っているにすぎない。</p> <p>また、公共空地では都市公園 <u>119.54ha</u> が整備されているが、その整備水準は低い。</p> <p>以上のことから本区域の緑地の特質を考慮して環境保全、レクリエーション、防災、景観といった観点から公園緑地等の系統的配置を定め、自然的環境の保全及び公共空地系統を整備することを基本方針とする。</p>																
<p>・緑地の確保目標水準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">緑地確保目標水準 (令和 <u>27</u> 年)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">将来市街地に対する 割合</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">都市計画区域に対する 割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>約 11 %</u> (約 212 h a)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>約 13 %</u> (約 277 h a)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	緑地確保目標水準 (令和 <u>27</u> 年)	将来市街地に対する 割合	都市計画区域に対する 割合	<u>約 11 %</u> (約 212 h a)	<u>約 13 %</u> (約 277 h a)		<p>・緑地の確保目標水準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">緑地確保目標水準 (令和 <u>17</u> 年)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">将来市街地に対する 割合</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">都市計画区域に対する 割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>約 12 %</u> (約 219 h a)</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>約 17 %</u> (約 356 h a)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	緑地確保目標水準 (令和 <u>17</u> 年)	将来市街地に対する 割合	都市計画区域に対する 割合	<u>約 12 %</u> (約 219 h a)	<u>約 17 %</u> (約 356 h a)					
緑地確保目標水準 (令和 <u>27</u> 年)	将来市街地に対する 割合	都市計画区域に対する 割合															
<u>約 11 %</u> (約 212 h a)	<u>約 13 %</u> (約 277 h a)																
緑地確保目標水準 (令和 <u>17</u> 年)	将来市街地に対する 割合	都市計画区域に対する 割合															
<u>約 12 %</u> (約 219 h a)	<u>約 17 %</u> (約 356 h a)																
<p>・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年 次</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">令和 <u>2</u> 年</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">令和 <u>17</u> 年</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">令和 <u>27</u> 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>8.8m²/人</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>9.0m²/人</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>9.5m²/人</u></td></tr> </tbody> </table>	年 次	令和 <u>2</u> 年	令和 <u>17</u> 年	令和 <u>27</u> 年	都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準	<u>8.8m²/人</u>	<u>9.0m²/人</u>	<u>9.5m²/人</u>	<p>・都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年 次</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">平成 <u>22</u> 年</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">令和 <u>7</u> 年</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">令和 <u>17</u> 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>9.0 m²/人</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>12.3 m²/人</u></td><td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>12.3 m²/人</u></td></tr> </tbody> </table>	年 次	平成 <u>22</u> 年	令和 <u>7</u> 年	令和 <u>17</u> 年	都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準	<u>9.0 m²/人</u>	<u>12.3 m²/人</u>	<u>12.3 m²/人</u>
年 次	令和 <u>2</u> 年	令和 <u>17</u> 年	令和 <u>27</u> 年														
都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準	<u>8.8m²/人</u>	<u>9.0m²/人</u>	<u>9.5m²/人</u>														
年 次	平成 <u>22</u> 年	令和 <u>7</u> 年	令和 <u>17</u> 年														
都 市 計 画 区 域 内 人 口 一 人 当 り 目 標 水 準	<u>9.0 m²/人</u>	<u>12.3 m²/人</u>	<u>12.3 m²/人</u>														
<p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>a 環境保全系統</p> <p>ア. 樹林の残る寺社境内地や斜面地を環境保全に資する緑地として保全を図る。</p> <p>イ. 市街化区域内の<u>都市農地</u>は<u>都市にあるべきものとして捉え</u>、<u>その一部は、生産緑地として保全を図る</u>。</p>	<p>② 主要な緑地の配置の方針</p> <p>a 環境保全系統</p> <p>ア. 樹林の残る寺社境内地や斜面地を環境保全に資する緑地として保全を図る。</p> <p>イ. 市街化区域内の農地の一部は、生産緑地として保全を図る。</p> <p>ウ. 実穂地区及び実穂本郷地区の一部については、野生生物生息地</p>																

新	旧
<p>ウ. 実穂地区及び実穂本郷地区の一部については、野生生物生息地域の保護、保全を拡大するとともに、自然型公園として充実を図る。</p> <p>エ. ラムサール条約登録地として水鳥類、特にシギ、チドリ類の中継地及び生息地である貴重な谷津干潟の良好な生態系の保全に努める。</p> <p>オ. 京葉道路沿いの緑地及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地の保全を図る。</p>	<p>域の保護、保全を拡大するとともに、自然型公園として充実を図る。</p> <p>イ. ラムサール条約登録地として水鳥類、特にシギ、チドリ類の中継地及び生息地である貴重な谷津干潟の良好な生態系の保全に努める。</p> <p>オ. 京葉道路沿いの緑地及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地の保全を図る。</p>
<p>b レクリエーション系統</p> <p>ア. 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、誘致距離を勘案して住民が容易に利用することができるよう適正に配置する。</p> <p>イ. 地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となり地域住民に親しまれる公園づくりを促進する。</p> <p>ウ. 本区域を縦貫するハミングロードを緑と水の南北軸とする緑の回廊化、公園緑地の連結化、自然緑地の拡大化等を考えながら、配置の体系化を図る。</p> <p>エ. 茜浜緑道は連続性を確保する。</p> <p>オ. 湾岸部の公園・緑地、緑道等の整備を促進して、<u>住民</u>の憩いの場となる空間を創出する。</p>	<p>b レクリエーション系統</p> <p>ア. 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）については、誘致距離を勘案して住民が容易に利用することができるよう適正に配置する。</p> <p>イ. 地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となり地域住民に親しまれる公園づくりを促進する。</p> <p>ウ. 本区域を縦貫する<u>自転車・歩行者専用道路である</u>ハミングロードを緑と水の南北軸とする緑の回廊化、公園緑地の連結化、自然緑地の拡大化等を考えながら、配置の体系化を図る。</p> <p>エ. 茜浜緑道は連続性を確保する。</p> <p>オ. 湾岸部の公園・緑地、緑道等の整備を促進して、<u>市民</u>の憩いの場となる空間を創出する。</p>
<p>c 防災系統</p> <p>ア. 緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮するほか、避難場所や避難所を火災の輻射熱から遮断する機能を有している。</p> <p>一部の公園緑地は、防災機能を備えた指定避難場所として配置するとともに、各居住区を結ぶ緑道を整備し、緊急時の避難路として整備を図る。</p> <p>イ. 地域の市街地特性を十分踏まえたうえで、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等への公共緑化や住宅地の民有緑化を促進する。</p> <p>ウ. 丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。</p>	<p>c 防災系統</p> <p>ア. 緑地は地震の二次的災害である火災の延焼防止に大きな効果を発揮するほか、避難場所や避難所を火災の輻射熱から遮断する機能を有している。</p> <p>一部の公園緑地は、防災機能を備えた指定避難場所として配置するとともに、各居住区を結ぶ緑道を整備し、緊急時の避難路として整備を図る。</p> <p>イ. 地域の市街地特性を十分踏まえたうえで、防災上有効な樹林や農地を保全し、公園や道路等への公共緑化や住宅地の民有緑化を促進する。</p> <p>ウ. 丘陵地の斜面地等については、土砂災害等を防止する緑地として位置づけ、保安林等としてこれらを保全する。</p>
<p>d 景観構成系統</p> <p>ア. 自然的環境を有する寺社境内及び個人住宅の一団となった樹林地、斜面の樹林地等を保全し整備する。</p>	<p>d 景観構成系統</p> <p>ア. 自然的環境を有する寺社境内及び個人住宅の一団となった樹林地、斜面の樹林地等を保全し整備する。</p>

新	旧												
<p>イ. 郷土的意義のある堀込貝塚、鷺沼古墳の樹林地等を郷土景観を構成する緑地として保全し整備する。</p> <p>ウ. ハミングロード及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地は景観施設として維持・保全を図る。</p> <p>エ. 地域に適合する景観や都市景観の創出を目的とする緑の拡大を図る。</p> <p>③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p> <p>ア. 街区公園は、各住区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置する。</p> <p>イ. 近隣公園は、各住区内に1箇所設置することを目標とし、配置する。</p> <p>ウ. 地区公園は、2~4住区に1箇所設置することを目標とし、配置する。</p> <p>エ. その他、都市緑地を配置する。</p>	<p>イ. 郷土的意義のある堀込貝塚、鷺沼古墳の樹林地等を郷土景観を構成する緑地として保全し整備する。</p> <p>ウ. ハミングロード及び東関東自動車道沿いの北側の緩衝緑地は景観施設として維持・保全を図る。</p> <p>エ. 地域に適合する景観や都市景観の創出を目的とする緑の拡大を図る。</p> <p>③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p> <p>ア. 街区公園は、各住区の人口から算定される整備量及び公園の誘致距離を勘案して配置する。</p> <p>イ. 近隣公園は、各住区内に1箇所設置することを目標とし、配置する。</p> <p>ウ. 地区公園は、2~4住区に1箇所設置することを目標とし、配置する。</p> <p>エ. その他、都市緑地を配置する。</p>												
<p>b 地域制緑地</p> <p>ア. 良好的な樹林地について保全を図る。</p> <p>イ. 市街化区域内の生産緑地地区について保全を図る。</p>	<p>b 地域制緑地</p> <p>ア. 良好的な樹林地について保全を図る。</p> <p>イ. 市街化区域内の生産緑地地区について保全を図る。</p>												
<p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p>	<p>④ 主要な緑地の確保目標</p> <p>おおむね 10 年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。</p> <p>a 公園緑地等の施設緑地</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区公園</td> <td style="text-align: center;">袖ヶ浦地区公園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近隣公園</td> <td style="text-align: center;">茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称 等	地区公園	袖ヶ浦地区公園	近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">名 称 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地区公園</td> <td style="text-align: center;">袖ヶ浦地区公園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近隣公園</td> <td style="text-align: center;">茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称 等	地区公園	袖ヶ浦地区公園	近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園
種 別	名 称 等												
地区公園	袖ヶ浦地区公園												
近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園 鷺沼近隣公園												
種 別	名 称 等												
地区公園	袖ヶ浦地区公園												
近隣公園	茜浜近隣公園 秋津近隣公園 泉町近隣公園 葦切近隣公園												

新		旧	
都市緑地	実穂都市緑地	都市緑地	藤崎緑地 実穂都市緑地 屋敷みどり公園
(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含む ものとする。		(注) おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の公園等を含む ものとする。	

習志野都市計画
区域区分

新旧対照表

令和 年 月 日

新	旧																																																								
<p>習志野都市計画区域区分の変更（千葉県決定）</p> <p>都市計画区域区分を次のように変更する。</p> <p>1. 区域区分 「計画図表示のとおり」</p> <p>2. 人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年 次</th> <th>令和 2年</th> <th>令和 17年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>1 7 6 . 2 千人</td> <td>1 8 0 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>1 7 2 . 3 千人</td> <td>1 7 5 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分する人口</td> <td>_____</td> <td>1 7 5 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保留する人口</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(特定保留)</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一般保留)</td> <td>_____</td> <td>※ _____</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。</p>	区分	年 次	令和 2年	令和 17年	都市計画区域内人口	1 7 6 . 2 千人	1 8 0 . 0 千人		市街化区域内人口	1 7 2 . 3 千人	1 7 5 . 0 千人		配分する人口	_____	1 7 5 . 0 千人		保留する人口	_____	_____		(特定保留)	_____	_____		(一般保留)	_____	※ _____		<p>習志野都市計画区域区分の変更（千葉県決定）</p> <p>都市計画区域区分を次のように変更する。</p> <p>1. 区域区分 「計画図表示のとおり」</p> <p>2. 人口フレーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年 次</th> <th>平成 22年</th> <th>令和 7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>1 6 4 . 5 千人</td> <td>1 6 8 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>1 6 1 . 6 千人</td> <td>1 6 5 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配分する人口</td> <td>_____</td> <td>1 6 5 . 0 千人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保留する人口</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(特定保留)</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一般保留)</td> <td>_____</td> <td>※ _____</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。</p>	区分	年 次	平成 22年	令和 7年	都市計画区域内人口	1 6 4 . 5 千人	1 6 8 . 0 千人		市街化区域内人口	1 6 1 . 6 千人	1 6 5 . 0 千人		配分する人口	_____	1 6 5 . 0 千人		保留する人口	_____	_____		(特定保留)	_____	_____		(一般保留)	_____	※ _____	
区分	年 次	令和 2年	令和 17年																																																						
都市計画区域内人口	1 7 6 . 2 千人	1 8 0 . 0 千人																																																							
市街化区域内人口	1 7 2 . 3 千人	1 7 5 . 0 千人																																																							
配分する人口	_____	1 7 5 . 0 千人																																																							
保留する人口	_____	_____																																																							
(特定保留)	_____	_____																																																							
(一般保留)	_____	※ _____																																																							
区分	年 次	平成 22年	令和 7年																																																						
都市計画区域内人口	1 6 4 . 5 千人	1 6 8 . 0 千人																																																							
市街化区域内人口	1 6 1 . 6 千人	1 6 5 . 0 千人																																																							
配分する人口	_____	1 6 5 . 0 千人																																																							
保留する人口	_____	_____																																																							
(特定保留)	_____	_____																																																							
(一般保留)	_____	※ _____																																																							

新								旧								
【参考】 広域都市計画圏の人口フレーム (1) 広域都市計画圏の名称 千葉広域都市計画圏								【参考】 広域都市計画圏の人口フレーム (1) 広域都市計画圏の名称 千葉広域都市計画圏								
(2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム								(2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム								
		都市計画区域内人口		市街化区域内人口						都市計画区域内人口		市街化区域内人口				
		令和2年	令和17年	令和2年	令和17年	配分する 人口	保留人口フレーム			平成22年	令和7年	平成22年	令和7年	配分する 人口	保留人口フレーム	
		千人	※千人	千人	※千人	千人	※千人			千人	※千人	千人	※千人	千人	千人	
千葉広域都市計画圏		千人 5,416.4	※千人 5,326.0	千人 4,938.6	※千人 4,992.3	千人 4,978.0	※千人 14.3			千人 5,223.5	※千人 5,284.0	千人 4,709.9	※千人 4,777.0	千人 4,755.0	※千人 22.0	千人 22.0
野田都市計画区域		152.6	137.0	119.6	113.0	113.0	-			155.5	151.0	116.8	113.0	113.0	-	-
流山都市計画区域		199.8	206.0	188.6	198.0	198.0	-			164.0	176.0	152.1	164.0	164.0	-	-
柏都市計画区域		426.5	422.0	407.5	410.0	410.0	-			404.0	411.0	381.8	389.0	389.0	-	-
我孫子都市計画区域		130.5	123.0	124.0	120.0	120.0	-			134.0	123.0	124.5	115.0	115.0	-	-
松戸都市計画区域		498.2	509.0	481.3	499.0	499.0	-			484.5	481.0	463.5	460.0	460.0	-	-
市川都市計画区域		496.7	501.0	481.5	492.0	492.0	-			473.9	472.0	455.2	454.0	454.0	-	-
鎌ヶ谷都市計画区域		109.9	104.0	101.1	96.0	96.0	-			107.9	109.0	99.0	100.0	100.0	-	-
船橋都市計画区域		642.9	656.0	604.1	619.0	619.0	-			609.0	626.0	571.1	588.0	588.0	-	-
八千代都市計画区域		199.5	202.0	186.0	188.0	188.0	-			189.8	205.0	177.5	192.0	192.0	-	-
浦安都市計画区域		171.4	174.0	171.4	174.0	174.0	-			164.9	166.0	164.9	166.0	166.0	-	-
習志野都市計画区域		176.2	180.0	172.3	175.0	175.0	-			164.5	168.0	161.6	165.0	165.0	-	-
印西都市計画区域		165.1	175.0	128.7	148.0	148.0	-			148.5	158.0	114.2	122.0	122.0	-	-
成田都市計画区域		185.9	177.0	141.7	151.0	151.0	-			183.1	178.0	130.9	129.0	129.0	-	-
佐倉都市計画区域		189.5	170.0	164.8	150.0	150.0	-			193.4	189.0	168.5	165.0	165.0	-	-
千葉都市計画区域		975.0	954.0	908.4	896.0	896.0	-			961.7	965.0	897.9	901.0	901.0	-	-
四街道都市計画区域		93.6	95.0	84.3	84.0	84.0	-			86.7	86.0	80.2	80.0	80.0	-	-
市原都市計画区域		263.6	226.0	212.1	203.0	203.0	-			272.2	270.0	203.9	202.0	202.0	-	-
大網白里都市計画区域		48.1	42.0	26.6	26.0	26.0	-			50.1	50.0	25.3	26.0	26.0	-	-
袖ヶ浦都市計画区域		63.9	63.0	44.8	48.0	48.0	-			60.4	62.0	39.9	41.0	41.0	-	-
木更津都市計画区域		136.2	138.0	115.2	124.0	124.0	-			129.3	136.0	104.8	111.0	111.0	-	-
君津都市計画区域		61.2	49.0	56.5	48.0	48.0	-			64.2	62.0	58.3	57.0	57.0	-	-
富津都市計画区域		30.1	23.0	18.1	16.0	16.0	-			21.9	18.0	18.0	15.0	15.0	-	-

(注) ※欄については、一般保留人口を含む。

注) ※欄については、一般保留人口を含む。